

令和 5 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月6日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時53分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 北 市 勲 議員
2. 伊 藤 新 一 議員
3. 木 村 恵 議員
4. 今 野 宙 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			2. 教育行政について
4	2	今野 宙	1. 一般行政について 2. 教育行政について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 木 村 恵 君
2番 今 野 宙 君
3番 丸 山 勝 正 君
4番 渡 部 修 之 君
5番 安 藤 繁 君
6番 若 山 武 信 君
7番 伊 藤 新 一 君
8番 北 市 勲 君
9番 御 家 瀬 遵 君
10番 竹 村 恵 一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠 山 渉 君
教育委員会教育長 高 橋 雅 明 君
監 査 委 員 目 黒 雅 晴 君
選挙管理委員会委員長 河 西 広 美 君
農業委員会会長 吉 本 政 史 君
-
- 副 市 長 永 川 郁 郎 君
総 務 課 長 林 伸 樹 君
企 画 課 長 成 田 博 之 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	8	北 市 勲	1. 地域医療の充実について 2. 公共施設等の総合的な管理の推進について 3. 効果的な行政運営について 4. 統一地方選挙について
2	7	伊 藤 新 一	1. 福祉灯油について 2. 公共施設等の環境整備について 3. 犯罪被害者支援について
3	1	木 村 恵	1. 一般行政について

財 政 課 長	丸 山 貴 志 君
税 務 課 長	坂 本 和 彦 君
市 民 生 活 課 長	齋 藤 政 弘 君
社 会 福 祉 課 長	高 橋 脩 君
介 護 健 康 推 進 課 長	千 葉 睦 君
商 工 労 政 観 光 課 長	磯 貝 直 輝 君
農 政 課 長	安 原 敬 二 君
建 設 課 長	清 水 亘 君
上 下 水 道 課 長	柳 町 隆 之 君
会 計 管 理 者	山 口 正 己 君
あかびら市立病院 事 務 長	杉 浦 圭 輔 君

教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	尾 堂 裕 之 君
〃 社 会 教 育 課 長	梶 哲 也 君

監 査 事 務 局 長	西 井 芳 准 君
-------------	-----------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	林 伸 樹 君
--------------------------	---------

農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 原 敬 二 君
----------------------	-----------

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	石 井 明 伸 君
〃 総 務 議 事 担 当 主 幹	渡 邊 敏 一 君
〃 総 務 議 事 係 長	伊 藤 千 穂 子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(竹村恵一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番若山議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(竹村恵一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告いたします。

○議会事務局長(石井明伸君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(竹村恵一君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、地域医療の充実について、2、公共施設等の総合的な管理の推進について、3、効果的な行政運営について、4、統一地方選挙について、議席番号8番、北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 議席番号8番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従いまして、質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

件名1、地域医療の充実について、項目1、赤平市の医療についてお尋ねをいたします。地域人口構造の変化や医療ニーズの変化に合わせた持続的な医療サービスの在り方を検討し、安全で安心な医療が受けられる環境を整えると市長さんは表明されました。令和3年3月の議会において、私は将来の人口や高齢化の進む中で赤平市単独で医療を維持できる

のかという質問に対して、将来の赤平市の医療体制については医療人材の確保は厳しさが予想されるので、中空知地域医療構想調整会議で関係者と協議を重ねながら、中空知地域医療構想調整会議を通して市民が安全で安心な医療を受けられる環境づくりを進めてきたと思いますが、その環境づくりがどの程度進んでおられるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 赤平市の医療についてでございますが、人口減少、高齢化が進み、医療ニーズが変化し、赤平市はもとより、近隣の公立病院においても患者数の減少が見られております。そのような中でも市民が安心して医療を受けられる環境を整えていくために、中空知地域全体として医療の在り方を検討していく必要があるというふうに考えております。当病院といたしましては、市民に身近なかかりつけ病院としての機能を維持、充実させるとともに、より専門的な医療が必要な場合には適切に近隣の専門病院、基幹病院等につなげるなど地域医療連携、機能分担をさらに進めていく必要があると考えまして、そのことも踏まえ、公立病院経営強化プラン策定に向けて議論を進めているところであります。かかりつけ病院の機能を維持するため、必要な医療機器等の整備を計画的に行うとともに、医師、看護師、パラメディカルについて現在も紹介会社等を活用し、確保に努めております。近隣病院も含め、慢性的に人材が不足している状況ではありますが、少しずつ応募も来ており、随時採用しているところであります。また、地域医療連携については、医療連携室を通じた病院間の連携のほか、事務レベルでの連携も進めているところであります。さらに、今後の中空知の医療の在り方を議論する上で欠かせない中空知地域医療構想調整会議でございますが、ここ3年間はコロナ禍による書面会議で十分な議論はされておりましたが、今後は対面開催が予定されております。コロナ禍により、地域医療や各公立病院等の状況も変化してきておりますので、中空知地域

医療構想調整会議等の中で市民が安心できる赤平市の医療提供体制、そして中空知全体の医療体制、医療連携について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、中空知地域医療構想調整会議はコロナ感染症の拡大による影響によって書面会議では十分な議論ができなかったと。ということは、中空知の医療についても進んでいないと、そのように理解したのですが、その間中空知地域医療構想調整会議に臨むに当たり、当然赤平市は赤平市の基本的な考えがあると思いますが、これについて開設者である市長さんと病院の診療責任者である院長先生ほか医療の関係者とのような協議をされてきたのか。されてきたのであれば、その中身について赤平市の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

市長。

○市長（畠山渉君） 中空知地域医療構想調整会議の中で赤平市としての基本的な考え方についてというご質問だったというふうに思いますけれども、地域医療構想調整会議の役割、また議論する内容というのは、これは全国的にも行われてきているものでございまして、議論する中身といたしましてはそれぞれ地域の病院の担うべき病床機能の役割ですとか、また病床機能の情報の共有、また地域医療構想の達成の推進に関する協議等がなされてきております。特に先ほども申し上げました公立病院経営強化プランの策定といったところでございますと、基本的には各病院の役割、機能の最適化、また機能の分化、また連携の強化、それから重要となってくるのが医師、看護師等の確保でございます。また、経営形態

の見直しですとか、経営の効率化等も図っていかねなければならないものというふうに考えております。当然それぞれの地域にある病院もそうですけれども、医療機器もそうです。それから、今申し上げました医療スタッフもそうなのですが、今ある人材、また設備等も含めて有効に活用していかねなければならないというところでございます。そして、やはり医療スタッフの確保、医師、看護師等のスタッフの確保が重要になってきているというふうに考えておりますので、そこについてもこの会議の中でそれぞれ連携しながら取り組んでいかなければならないという共通認識に立った上で今議論をしていくところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 これからの話を聞いているのでなくて、この2年半にわたってその会議に臨むに当たって開設者の市長と、それから診療の責任者の院長と協議されたのかということも含めて聞いているので、今の答弁ではその文言は一切ありません。私が聞いている答えとは違うのです。今市長さんがおっしゃった公立病院経営強化プラン、これについても後ほど質問しようと思っておりますけれども、私が聞いているのは、この調整会議に臨むに当たって院長と首長が仮に違った意見出せば赤平は一体何考えているのだというような批判を受けかねないということを危惧しているのです。そういうことで院長先生との話し合いはされたのかどうか、もう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 院長との協議についてでございますが、通常の業務中ですとか、管理会議などの会議の場において現状や対策について私どもと院長が協議する機会というものがございますけれども、事務長を含めた事務部門のほうとの協議はございませんけれども、赤平市医療の今後の大きな方針については協議できていないというのが現状でございます。現在公立病院経営強化プランを作成しているところでございますけれども、この作成の段階におい

てプランのたたき台を基に院長の意見もお聞きしていければというふうに考えております。中空知地域医療構想調整会議でございますが、院長も委員でございますので、地域医療連携、また機能の分化についても情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕協議されていないと、情けない話です。病院は、特に赤平市の医療というのは今赤平市民が最も関心の高い一部でもあります。このことについて正面から取り扱われないような感じを受けるのでは、やはり市民は安心して赤平の医療を、あるいは診療を受けることはできない。市長さんがおっしゃる持続的な医療を確保するためにも、ここは避けては通れないと思うのですけれども、これについても一度今後この調整会議に臨むに当たって赤平市と、それから病院との考えが全く変わらないということをここでおっしゃっていただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） これまでは、先ほども申し上げましたとおり十分な議論は、お話しもできておりませんが、また病院の事務部門と院長との間の協議もコロナ禍ということもございましたけれども、十分にはなされておりました。今後におきましても考え方については基本的には変わらないというふうに思っております。ただ、ほかの病院、赤平市以外の病院との認識については、また望むべき方向等についてはやはり若干の考え方の違いもあるかというふうに思いますけれども、ただこの病院も単独では将来的にも持続可能というふうには言い切れませんので、それで調整会議の中で議論を進めているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕分かりました。私も自治体病院持っている首長さんはそれぞれの考え方を主張されると思います、この調整会議では。だ

けれども、それは基本的なものを持っていれば譲歩することもできるし、そういった柔軟な対応ができるわけで、初めから考えがなしで進もうでは会議なんていうのは進まない、このように思っていますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思いません。先ほど申しあげましたこの医療問題、市長さんが実施したアンケートの中でも非常に関心の高い項目であります。我々赤平市民は、命と健康を守るために市立病院に対する期待は大きいものがあります。どうかその市民の期待に応えること、努力していただきたいということで、次に移ります。

次に、要旨の2ですが、市長さんがおっしゃっていた市民が安心、安全で受けられる医療の環境を整えるには、先ほども申し上げましたように中空知地域医療構想調整会議を通して医療の連携、あるいは効率化等の話し合いをされるということですが、赤平の環境をどのような手順で整えていくのか、またいつ頃これが実現するのか、これについてお答えをいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 医療環境を整える時期等についてでございますが、現在今後の赤平市の医療についてあかびら市立病院の在り方も含め、公立病院経営強化プランの策定を行っているところであります。当院の現状を踏まえ、医療体制や地域連携などについて情報を共有しながら、来年3月までには計画を策定する予定であります。また、今後の赤平市の医療環境を整備していくためには、中空知全体の連携が必要と考えております。しかしながら、他市町、他公立病院の現状や考えも様々でございますので、その調整には一定程度の時間が必要であるというふうに考えております。現時点で明確な時期は明言できませんけれども、今後も北海道が中心となって進めている中空知地域医療構想調整会議等の中で市民が安心できる赤平市の医療提供体制、そして中空知全体の医療体制、医療連携について検討してまいりたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。私は、手順をお聞きしたので、話によると来年3月までに公立病院経営強化プランの計画を策定すると、こういう具合に理解してよろしいかなと思うのですが、この公立病院経営プランというのは市長さんが考えている環境といますか、医療環境に近いものなのかどうかもお聞きしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） 経営強化プランについてでございますが、今3月の完成に向けて話し合いを行っております。この内容といたすのは、国である程度の大枠は示されておりますが、経営強化プランですので、経営の効率化はもちろんのことですが、地域医療構想等を踏まえた役割、機能の最適化、連携の強化、医師、看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組や施設設備の最適化など幅広い内容の計画となっております。この中で先ほど来言われております他医療機関との連携強化や機能分担などについては、今後の地域医療構想等の方向性や他医療機関の考え方もあるため、それらを考慮した内容となっていくとは思っておりますが、理事者や院長、副院長等とも今後とも協議を重ねながらよりよい計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 公立病院経営強化プランというのは、おおよそ分かりました。いずれにしても、先ほども申し上げました医療問題というのは赤平市民にとって非常に関心の高い部分であると。これは、あえて今ここで何回も言わなくても当然市長さんはアンケート取っているわけですから、分かると思う。そういう意味で多くの市民が期待をしております。赤平に長く住み続けるためにも医療というのは欠かすことができない項目でもありません。早急に持続可能な医療体制を構築していただい

て市民の期待に応えていただきたいと要望して、この質問終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に進みます。次に、件名2、公共施設等の総合的な管理の推進について、項目1、茂尻、豊里、赤間旧3小学校活用についてお尋ねをいたします。昨年の4月に赤平市内の小学校が統合されました。その後空き校舎となった茂尻、豊里、赤間旧3小学校の管理運営は、適切な情報提供に努め、市民の意見を聞き、判断するとの説明もあったし、表明でもありました。今までの経過を申し上げますと、昨年の6月には市としての具体案はないが、旧3小学校活用検討会議を立ち上げ、協議を開始したと、こういう答弁いただきました。さらに、9月には民間活用案を中心に協議していくということが説明されました。そして、市民の意見やニーズは、住民懇談会などでお聞きしたいということをお答えされ、昨年の10月に住民懇談会が7か所ありました。この住民懇談会の議事録見ますと、市からこの問題の提起をされた記録がないのですが、これはどういうことなのか、これを担当している活用検討会議の議長をされております副市長にお聞きしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 昨年10月の住民懇談会におきましては、各会場にて市長のほうから旧3小学校の活用について市としての取組状況やそれぞれの地域の皆様へ今後改めて説明するべく準備を進めている旨をご報告をさせていただいたところでございます。懇談の中では、特に旧3小学校を抱える地域の皆様からそれぞれの実情を踏まえたご意見やご要望がございました。民間活用を進めてほしいといったご意見や避難所として活用する方法はないかななどのご要望もいただき、今後の検討会議の中で協議していくことを申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 住民懇談会の席で市長さんから住民にお聞きしたということなのです

が、私の持っている議事録を見ましてもそのような文言は一切ないのです。ただ、一部地域で避難所云々という話もありましたけれども、実際市から、行政側から市民から提案をもらうような問いかけが僕はなかったのではないかと考えています。この議事録を見る限りありません。今副市長さんがおっしゃったことは、間違いありませんか、もう一回確認します。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 改めまして申し上げますけれども、冒頭の市長挨拶の中でお話をさせていただいたという状況でございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 挨拶は挨拶でかなり外交辞令も含むのです。きちっと会議の中で市民に対して意見を求めることをしなければ、会議が成り立ちません。我々だっているんな会議でご挨拶させていただきましたけれども、これはある面でセレモニーとしてやるわけであって、やはりきちっとそのことをやらなければ市民から意見を聞いたことにならないと思う。これはこれでもう終わった話です。いいですけども、ただこのことが1つ気になるのは適切な情報を提供すると、何回も情報を提供して市民と協議したいと、こういうことおっしゃっているのですけれども、本当に適切な情報があったのかどうか、どうなのですか、お聞きしたいです。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ちょっと分かりにくかったかもしれないのですけれども、副市長のお話の中で、先ほどの、今後改めて説明するべく準備を進めているというところでございます。ですので、今年の住民懇談会では私の挨拶の中で触れさせていただいたのですけれども、その場で、その去年のところでは地域住民の皆様方からのご意見を聞くというところでは実はないのです。ですので、今年の話題としては、地域の中に旧小学校が建物としてございますので、地域の方々にしてみれば毎日見ている旧学校校舎でございますから、関心はあるというふうには

り思っております。3小学校以外にもご承知だと思いますけれども、市内にはたくさん残っている校舎もございます。ただ、活用というふうになりますと、地域住民の皆様方に説明していかなければなりませんので、今議員ご指摘ありましたけれども、情報提供についてはこれから行ってまいります。そして、例えば旧校舎活用の前例として見ますと、平岸小学校が平岸コミュニティセンターとして利用されておりますので、まずは前例となっているところもございますから、その実態がどういうふうになっているのか、改修の経費が幾らかかって、ランニングコストが幾らかかっているのかという現状も前例となっている平岸地区の皆様方にまずは説明しなければならないというふうに考えまして、これまでも平岸地区の皆様方と情報共有、また説明、経緯、また課題の整理等もさせていただいたところでございます。今前例となっている平岸コミセンについては、平岸地区の皆様方と協議が終わりましたので、この後旧3小学校が存在している各地域の皆様方と、事前に情報も提供しながら住民の皆様方と協議、検討、またご意見等を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。平岸の小学校跡地を平岸コミセンとして使っていることのいろんな資料を提供したいということですが、旧3校を平岸コミセンみたくしてくれというような意向はあったのでしょうか。私は、あまり聞いていないのです。ただ、聞いているのは、一部の地域で災害時における避難所としての確保はどうかという話はちょっと記憶にありますけれども、平岸のことについては前々から市長さんに相当お金かかりますよという話は聞いています。そんな話をしても意味がない、金がないのだからやらないと言っているのですからと、こうなるわけです。ですから、私はこの平岸の状況を提供するのもいいのですけれども、今まで1年かけてそのレベルしかやっていないのかなと、そう思っておりますけれども、

いずれにしてもこの3校の利活用、活用するかしないかも含めて管理運営について早く結論出すべきでないかなと思っています。それで、いつ頃にこの結論出すのかも含めて考えがあれば教えていただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 今後のスケジュール感でございますけれども、ただいま市長のほうから説明したとおりまだ具体的な細かな日程等は決まっておられませんけれども、イメージとしましてはまず直近として町内会連合会との協議の場を設けさせていただきまして、できるだけ早期にその後旧3小学校が存在する地域の方々と協議の場をもちまして基本的な今後の将来像についてコンセンサスを得ていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] できるだけ早く、これ常套句ですけども、今までできるだけ早くがさっぱり前へ進まない、こういう状況が続いているような気もしています。そんなことも気にせず、ぜひ早く、赤平市民も大分心配しておりますので、このことについての結論を出していただきたいと。よろしく願いいたします。

次に移ります。件名3、効果的な行政運営について、項目1、市役所の機構見直しと女性の活用についてお尋ねをいたします。今回の選挙でも行政需要の多様化、複雑化に対応するために市役所の機構見直しを表明されました。市役所機構については、今までも部長制の復活やワンストップ窓口の創設等、産業界あるいは議会からもいろいろと要望が出ておりました。今回の市長が主張している機構見直しでは、どのような機構の見直しをしようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。これにつきましてもそんなに時間がないので、この辺のところもいつ頃までに実施できるのか、これも含めてご説明をお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 機構の見直しについてでござ

いますが、私の市政2期目における重要な施策となっておりますことから、行財政改革室長として副市長を据えてより一層行財政改革の推進を図ってまいり所存でございます。機構の見直しにつきましては、行政需要の多様化、複雑化への対応はもとより、市民の方々の利便性の向上も図らなければなりません。一方では、今後人口動勢も考慮に入れた職員数で対応するため、組織のスリム化も検討する必要があります。また、全ての課題をまとめて一度に対応するのではなく、優先順位をつけて段階的に対応しなければならないことも想定しております。これまでに引き続き行財政改革推進室で検討を進めているところでありますので、具体的な内容や実施時期につきましてはまとも次第お示しをさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁お聞きのように、市民の利便性の向上や組織のスリム化など、まとめて一度に対応するのではなく優先順位を決めて進めると、協議されているということですが、このことについては見直し案ではありませんよね。私の質問は、どういう見直しをしようとしているのかお聞きしているので、今の答弁では私の質問の答弁になっておりません。もう一度お伺いします。市長の今回の選挙も選挙用のビラや選挙公報にも記載されております。当然見直し案についてもある程度協議されてきっと記載とっておりますので、ぜひ聞かせていただきたいと思います。そして、まとも次第報告と言っていますが、これでは納得できません。ある程度の目安を教えてください。お願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ある程度の目安ということでございますけれども、行政機構の見直しでございますので、私が考えているものも当然でございますけれども、機構の改革を行うに当たっては、これ行政改革一般に言えますけれども、進めるに当たってはやはり担当のところ、それぞれ所管のところも納得し

てやっていただかなければならないというところもあると思います。ですので、一方的に私からこのように改革をするのだということではなくて、やはり担当のところでも十分話し合いをしていただきながら、行政改革については職員も含めてどの職員も異論はないというふうに思っております。ただ、個別具体的な対応、中身になりますとやはり意見も違ってくるものもございますので、その点も含めて機構改革、行財政改革推進室の中で議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 再度お聞きしますけれども、市長さんがこの選挙に当たって市民にお約束した選挙公報、あるいはビラの中に記載というのはそれなりの重みのある文言だと私は思っております。ですから、今になって私独断ではできないなんて、そんなこと通るわけがないのです。確かに一人ではできないかもしれません。それは、ある意味では逃げ口上です。責任転嫁ですと私は思います。このことを記載されたのであれば、おおよその案、腹案みたいなものがあってしかるべきでないかと思っておりますが、それもありますか、お聞きします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 腹案当然でございます。私も意見も言わせていただいております。ただ、この場で、一般質問の場で、今この場で私が答えるべきではないというふうに考えております。行政機構の行政改革の中身でございますので、それは内部の行財政改革推進室の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ここで言わないというのなら、行政改革の中で検討、では後ほど聞かせていただけるのだということではよろしゅうございますか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほどもお話しさせていただきましたとおり、具体的な内容や実施時期について

まとまり次第お示しさせていただきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 分かりました。よろしく願いいたします。

次に進みます。要旨の2ですが、畠山市長が就任以来、みんなが住み続けたい赤平づくりに女性の力が公約の一つになっておったと記憶しておりますが、令和2年の調べですと赤平市の行政遂行のために大きな力となっている委員会、審査会、協議会など約33の組織がありました。そのうち、12の組織に女性の登用はありません。あれから本年まで女性の登用を増やすことができたのかお聞きしたいと思います。同時に、市役所内における女性管理職についてはどうなのかも含めてお答えをいただきたいと思っております。さらに、今後の女性の活用についても市長の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 女性の活用の今までの成果、また今後の考え方についてでございますが、市長就任以来まちづくりに女性の力をと公約に掲げ、取り組んできたところでございます。令和元年12月の第4回定例会において北市議員より女性の力の活用についてのご質問をいただき、その後報酬を伴う特別委員の女性任用率を調べたところであります。当時の議会同意を要する特別委員の人数につきましては、31の委員会など合計253人中、女性委員は52名おり、女性の任用率は20.6%でありました。令和5年9月にも女性任用率を同様に調査しましたところ、29の委員会など合計232人中、女性委員は49名おり、女性の任用率は21.1%であり、ほぼ横ばいという状況でございます。また、議員より職員の女性登用を考えるべきなのではないのかといったご意見もいただき、職員の女性役職登用につきましても力を入れてきたところでございます。管理職につきましても女性職員が11.6%から14.3%に増え、係長職は半数が女性になっております。私の公約では、暮らしに身近な政策を最優先に掲げておりますことから、ま

ちづくりには女性の視点も大切であるというふうに認識しております。今後におきましても女性の活躍の場を広げられるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 赤平市の各委員会、協議会等のほうはほぼ横ばいだと。市長さんが選挙公約に挙げた割には効果が薄かったのかなど、このような感じがいたします。今後市の職員も含めて女性の活躍の場を広げていきたいということなので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っています。ここはこれで終わります。以上です。

次に進みます。件名4、統一地方選挙について、項目、赤平市長、市議会議員の選挙についてを質問いたします。このたびの春の選挙で公職選挙法に対して指導及び是正を受けた候補者がいたと聞いておりますが、それは事実なのかどうかお伺いします。事実であれば、その指導、是正の件数とその内容について説明をお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 本年4月の16日告示、23日投開票におきます市長、市議会議員選挙が行われたところでございますが、その際に公職選挙法において市議会議員選挙では認められていない種類の自動車について2名の候補者が使用しており、是正を求めた事案がございました。

経緯についてご説明をさせていただきます。4月21日金曜日の16時30分頃、赤歌警察署より近隣市において選挙運動用自動車として使用できない種類の自動車を使用されていたとの新聞記事が発表されたとして、赤平市では該当する自動車がないかとの問合せが入りました。その後新聞記事の内容、法令確認を行った上で各候補者の届出書類を確認したところ、町村長や町村議会選挙では認められているものの市長、市議会議員選挙では使用が認められていない軽貨物自動車が2名の候補者で使用されていることが判明したところであります。確認作業後、2名の候補者に対しましては軽貨物自動車は使用できな

い旨の指摘をさせていただき、車両を変更していただいたところでございます。

そこで、そもそもなぜこのような事態になってしまったのかということでございますけれども、2月28日に立候補予定者説明会を実施いたしました、その際に選挙運動用に使用できる自動車として乗車定員が10人以下の乗用車、乗車定員が4人以上10人以下の小型乗用車と説明させていただいたところですが、軽貨物自動車が利用できないということを明確に説明をしておりませんでした。さらに、立候補の届出前の事前審査におきまして2名体制でチェックしておりましたが、その際に届出書類の確認を失念してしまったということが大きな要因でございます。

○議長（竹村恵一君） ただいま答弁者の指名で総務課長と私は指名しましたが、選挙管理委員会事務局長に訂正いたします。大変申し訳ありません。

北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 こういう事例が起きたと、是正を受けたのが2名と、これは違反として捉えてよろしいですか。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 公職選挙法というところで選挙が行われてございますので、この法律というところにつきましてはその部分は違反ということになるかと思えます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 すみません。申し訳ない。私は、この是正を受けるということは違反があったということで理解してよろしいかと聞いたので、いいですか。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 違反というところで、公職選挙法に基づいて、そこに適正になっていないということで、選挙委員会としてはそちらのところについて指摘をさせていただいて是正をしていただいたということになりまして、取締り

というようなことにつきましてはあくまでも警察が所管になるかというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 分かりました。違反という言葉でなくて、あくまでも是正を受けたということによろしいですね。

それで、なぜこれが起きたのか、今の説明で4月の16日の告示から発見されたのが21日と、7日間のうち6日間使ってはいけない車を使ってきたこと、これについては今も説明ありました。説明が不十分であったと言うけれども、説明会の席では市議会議員選挙、市長選挙の説明会資料渡されているのです。確かに選挙管理委員会のチェックの甘さも指摘されますけれども、この説明書を読んでおけばこんなこと起きなかったはずなのですと私は思っています。私自身も当事者の一人として、これを十分熟知しながら違反のないように、是正を受けないように準備して選挙活動やってきたという自負もございます。そういうことで選挙管理委員会としての失念ということもあったでしょうけれども、しかしやっぱりこれは当事者が真摯に反省をさせていただかなければならぬと、このように思っているところでもございます。

次に、要旨2に移ります。この是正を受けた候補者に対する赤平市選挙管理委員会の対応について説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林仲樹君） すみません。先ほどの質問の中で違反なのかどうかというところでございますが、これにつきましては選挙管理委員会としてはその部分については指摘をさせていただくということになりますので、違反かどうかということにつきましてはあくまでも取締りは警察ということになりますので、議員の先ほどおっしゃられたことと一緒に思います。

それで、ただいまの答弁でございます。まず初めに、選挙が公明かつ適正に行われるよう努めなければいけない選挙管理委員会として、このような事態

を招いてしまったことにつきましては深くおわびを申し上げたいと思います。

指導及び是正を受けた候補者に対する赤平市選挙管理委員会の対応についてでございますが、警察からの連絡を受け、確認した結果、軽貨物自動車を使用されていたことから、選挙管理委員会といたしましては2名の市議会議員の候補者に対し指摘をさせていただき、すぐに是正をしていただいたところでございます。しかしながら、2名の候補者におかれましては、事前審査を終えて許可が出ているのに急に指摘を受けたということで混乱を招いてしまったというふうに思います。改めてこちらにつきましても謝罪を申し上げたいと思います。今後におきましては、選挙担当職員の認識不足によるものが今回の要因であるとも思っておりますことから、法令遵守を徹底してまいりたいと思います。また、再発防止に向け、マニュアル及び細かいチェックシートを作成し、複数の職員でチェックを行ってまいります。また、公費負担分の対応につきましては、選挙管理委員会におきましても協議をさせていただき、結果を報告した上で2名の候補者におかれましては軽貨物自動車に関する自動車の借入代、燃料代、運転手の報酬について辞退をさせていただいたところでございます。候補者に対する処分ということにつきましては、選挙管理委員会は選挙違反を取り締まる機関ではなく、取締りは警察の所管となります。今回の件につきましては、赤歌警察署にも報告をしており、空知総合振興局にも発生した概要と今後の対応について報告、確認をしているところでもあります。

最後に、繰り返しになりますが、このようなことが今後起きないように適正な選挙事務の徹底を図ってまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] こういう事態が起きるとは想定もしていなかったし、私の知る限り統一地方選挙の赤平市の選挙においてこういう是正を受けるような事例はなかったような気もしております。そういう意味では、赤平市の選挙における汚点

となったなど、このように捉えてもいいかなと私は思っております。

そこで、今回の対応ですが、公費負担分の対応ということで自動車の借入代、燃料代、運転手の報酬については辞退をしていただいたと。今回の是正について違反と言ってはいけないのでしょうかけれども、なぜ自動車関係の分だけの辞退だったのか、それについて説明をお願いしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 今回公職選挙法において車両の部分については法に適合しない自動車を使用していたということから、ここに使用しておりました車両の部分につきましては公費の適用にはならないのではないかとということで報告をさせていただいて、ご辞退いただいたというところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 公職選挙法というものを限定的に捉えるべきではないというふうに私は感じていますから、公費負担を辞退させるのも、公費負担については3点あります。ポスターの件、自動車の件、ビラの件と、この3つが公費負担の対象になるわけです。違反というのは、限定的なものであっても全体の法律守っていないということで、私はどうも車両関係だけを辞退させて、それを了解したということについてちょっと違和感を感じております。仮にもしこれから選挙があつてビラで違反があつた場合、ではビラの分だけ公費負担を止めるのかということになるのです。これは、ちょっと僕は理解に苦しむのですが、その辺のところはどう考えているのかお聞きしたいです。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） ビラがもし違反といいますか、指摘を受けたときにはその部分だけでいいのかというようなことかと思えますけれども、あくまでも繰り返しになるかもしれませんが、公職選挙法にのっとり、それを遵守した形で行われているかどうかということを選挙管理委員

会としてはチェックをするという形になりますので、そこが仮に言うと公費の負担分を請求しなければ何をしてもいいのかということには、全くそこは別の問題で、あくまでも選挙の執行については公職選挙法にのっとりやるというような形になるかと思えます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 分かりました。そういうことであれば、公費負担についても考え方変えなければならぬものあるだろうと思っていますので、よく分かりました。

最後になりますけれども、今回の事案について赤歌警察署並びに空知総合振興局に概要の報告、それから今後の対応について説明し、指示を受けたと思いますけれども、これについてどのようなお話になったのか、これも説明していただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 赤歌警察署のほうからご一報いただき、今回の件が判明したというところでございますが、その後経過につきましては報告をさせていただいたところでございます。また、2名の候補者から車両の変更がございまして、赤歌警察署におきましても道路交通法上の車両の許可について速やかに対応をしていただいたところでございますが、処分等についての報告というのはうちのほうでは受けておりません。空知総合振興局につきましては、車両等における法令についての確認をさせていただきまして、その後概要と再発防止に向けた今後の対応について報告をさせていただいたところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 今お聞きのように、処分があつたかどうか分かりませんが、いずれにしても我々選挙に関わる者が法律を曲げてまでの選挙活動というのは許されるわけがない、そういう意味でこのたびの選挙で2名の是正を受けた方々おられたのは大変残念に思っております。今後この

ようなこと起きないように、十分私自身も気をつけねばならないと思っております。

最後に、選挙管理委員会の委員長は今日出席しておりませんが、選挙管理の課長が答弁していただいておりますけれども、選挙管理委員会の立ち位置、もう少し法律にのっとってきちっとやっていたかなければならないなど、このように思っておりますし、選挙の当落の公表だけでなく、選挙に係る総括も含めて市民に知らせてはどうかと思いますが、これについていかがですか。

○議長（竹村恵一君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（林伸樹君） 今ご提案いただきました総括ということでございますけれども、こちらにつきましては選挙管理委員会に持ち帰って検討していきたいなというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 そういうことでどうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、福祉灯油について、2、公共施設等の環境整備について、3、犯罪被害者支援について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 議席番号7番、伊藤新一、通告に基づき質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

それでは、早速質問に入ります。件名1、福祉灯油について、項目1、福祉灯油の助成についてお伺いいたします。現在産油国の生産停滞などにより、世界的に原油価格が高騰しております。日本におきましては、さらに円安などの要因も加わり、燃料油の価格の高騰による電気料金、ガス料金の値上げや

製造コスト、輸送コストの価格の上昇により物価全体が大きく上昇し、市民生活に大きな負担が生じております。政府も対応策として昨年の1月から燃料油の補助を行ってきておりましたが、6月から段階的に縮小してきているため、ガソリン価格も1リットル180円を超えてきているところです。現在ですと、大体186円ぐらいだと思います。燃料油の高騰が止まらないため、9月末までだった補助についても年末まで延長されることが決まりました。灯油価格につきましては、8月21日現在赤平市内の灯油価格が配達で1リットル125円、店頭販売価格で122円になっており、全道平均では配達で122.1円となっております。令和3年11月から12月の灯油価格の全道平均は1リットル113円、令和4年7月は全道平均で1リットル120円でした。今年は、令和3年、令和4年度よりもさらに高くなっております。令和3年には1万円の助成をし、令和4年は支給対象者を拡大し、支給額も1万5,000円と拡大しております。これから灯油需要期を迎えるとさらなる高騰が予想されることから、今年度の福祉灯油助成についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉灯油の助成についてでございますが、令和5年度に入りましても原油価格の高騰が昨年以上となっておりますことから、国では価格を抑制するための補助金について年末まで延長する方針を示されたところであります。しかし、依然として歯止めがかからない灯油価格の状況を鑑みますと、特に低所得の方には大きな影響を及ぼしているものと大変危惧しているところであります。そこで、令和5年度の福祉灯油につきましては、全ての住民税均等割非課税世帯を対象とし、また支給額については今後の灯油価格の動向を踏まえつつ、助成上限額の増額について検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま令和5年度の福祉灯油助成については住民税均等割非課税

世帯を対象とし、支給については灯油価格の動向を踏まえつつ、助成上限額の増額について検討してまいりたいとのことです。今年度も福祉灯油の助成を行う考えだということが確認できました。政府の対応として、今後ガソリン価格を170円台に抑えたいなどの報道がありますが、灯油価格については幾らに抑えるのか金額を示しておりません。年末まで燃料油の補助を延長していくようですが、産油国の減産継続や供給制限を続けるとの見方から、まだ高騰することが考えられます。これから灯油の需要期を迎えますが、年末までの延長方針であることから、年明け以降の国内の灯油価格に不安を感じております。今後の動向を踏まえ、ぜひとも助成上限額の増額も検討していただきたいと、そのように思いします。この質問についてはこれで終わります。

続きまして、件名2、公共施設等の環境整備について、項目1、エアコン設置状況と今後の対策についてお伺いをいたします。地球温暖化問題が取り沙汰される中、今夏の気温の上昇は40度を記録する地域も出てきており、異常気象と言っても過言ではありません。北海道におきましても8月23日から8月25日の間で36度を記録する地域も出てきております。また、全道、空知地方では8月23日から8月26日まで熱中症警戒アラートが発表されており、このようなことから近年の高温は市民の生活に大きな影響を及ぼしております。私の認識では、教育施設、交流センターみらい、平岸コミュニティセンターのほかに数か所しかエアコンは設置されていないと思います。高齢者が活動しているふれあいホールや多様な市民が活動する東公民館、読書を楽しむための図書館、各種手続などに市民が訪れる市役所にはエアコンはありません。利用者はもちろんのこと、職員の業務効率を向上させる良好な環境の確保も必要であると考えております。また、施設の中には災害時の避難所に指定されているところもあり、公共施設等の温熱管理は適切な状態を保っていかなければならないと思います。当市の公共施設等のエアコン設置状況と近年の猛暑を踏まえた今後の対策につい

てお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） まず初めに、今年の北海道の気温の上昇についてでございますが、連続真夏日が30日を超えるなど最長記録更新をしたとの報道もございまして、夏の太平洋高気圧が北海道付近への張り出しが強かったため、北海道に暖かく湿った空気が流れ込む状況が長く続いたことが要因と言われております。そして、要因の2つ目は、温暖化による海水温の上昇と言われており、熱中症警戒アラートが発令されるなどこれまでに経験したことのないような高温が赤平市においても続いている状況であります。

議員ご質問の公共施設におけるエアコンの設置状況についてでございますが、交流センターみらい、小中学校、幼稚園、両保育所、エルム高原温泉ゆったり、炭鉱遺産ガイダンス施設、平岸コミュニティセンターについてはエアコンを設置しておりますが、その他の公共施設については設置されていないのが現状であります。北海道の気温につきましては、地球温暖化の影響により様々な変動を繰り返しながらも上昇を続けております。公共施設を利用する皆様の快適性の確保、また執務に当たる職員の職場環境の改善、熱中症対策を講じる上におきましても換気、冷房の必要性がますます高くなってきております。

そこで、今後における対策ということでございますが、市庁舎につきましては耐震改修を終えており、個別施設計画におきましても2049年が建て替えの時期と位置づけており、現庁舎をまだまだ活用する予定となっております。今年度庁舎改修保全検討業務を発注しており、その業務においてボイラーの改修が今後必要となる中で冷暖房や換気を含めた空調の在り方について検討しているところであります。冷房の必要性、なるべく早くということにつきましては十分理解しているところであり、今後の業務において検討してまいります。また、総合体育館、ふれあいホールにつきましては検討を始めているところ

でございます。他の公共施設につきましても順次検討を進めてまいりたいと考えているところであります。しかしながら、小さな施設であればすぐに部屋ごとのエアコンをつければ解決するというふうに思いますけれども、庁舎のような大きな施設になりますと建物全体の空調設備の整備が必要となることから、設計施工に時間がかかりますし、経費も多額になることが予想されます。このたびエアコンの必要性につきましては、私も職員の職場環境、市民の皆様が快適に利用していただくためにも冷房設備は必要であるというふうに考えておりますので、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまエアコン設置についての答弁をいただきました。エアコン設置状況については、2つの保育所を含め9か所設置されていると確認できました。また、総合体育館、ふれあいホールについては検討を始めている、市庁舎については今年度庁舎改修保全検計業務を発注しており、その業務においてボイラーの改修が今後必要になる中で冷暖房や換気を含めた空調の在り方を検討しているとのことでした。北海道の気温も年々上昇し、猛暑日も続くようになっております。このたび空知管内に熱中症警戒アラートが発表されたことにより、エアコンの設置がされていない小学校、中学校などは午前授業や臨時休校したところもあります。当市では、定期的に行われていた高齢者の活動が暑さのため中止されたとの話も聞いております。熱中症対策として他自治体では、公共施設を一般開放するクーリングシェルターを開設したところがあります。当市においても今後そのような対応も必要になってくると考えております。北海道の熱中症搬送者数は、5月から8月27日までの間で3,058人になっており、過去最多だった2021年の5月から9月末までの1,946人を大きく上回っており、北海道でもエアコンの必要性が年々高くなってきております。公共施設のエアコンの必要性については、職員の職場環境、市民の皆様が快適に利用していた

いただくためにも冷房設備は必要であると考えているとの答弁をいただきましたので、まだ検討されていない図書館や東公民館も含め冷房設備の設置の検討をしていただきたいと、このように要望いたします。件名2についてはこれで質問を終わらせていただきます。

続きまして、件名3、犯罪被害者支援について、項目1、当市における条例制定の考えについてお伺いをいたします。日本各地において様々な事件、事故により不幸にも突然犯罪被害者になれる方がおられます。犯罪被害者は、被害そのものに苦しむだけでなく、仕事、家庭、健康等生活上の様々な困難に苦しむこととなります。今誰もが犯罪の被害に遭うかもしれない現状にあって、被害者への支援の必要性が問われております。被害に遭われた方々、あるいは家族の方々には精神的、経済的、社会的支援が必要になります。条例がない自治体では、被害者支援センター等でサポートを行っている地域もありますが、民間支援団体のため経済的支援、社会的支援については十分とは言えない状況にあります。万が一犯罪に巻き込まれた場合のため、被害者が孤立しないよう社会全体で支えようとのことで犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する動きが令和3年より全国で広がってきております。条例ができることにより、様々な支援が当市独自でできるようになります。当市においても予期しない事件、事故が発生する可能性があり、赤平市民が安心して過ごせるよう当市にも条例制定が必要ではないかと思われませんが、考えについてお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） まず初めに、犯罪被害者支援に関わるこれまでの動きについてでございますが、国におきましては平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定いたしました。その中で国との適切な役割分担を踏まえ、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。これを受け、当市におきましても平成21年6月に赤平市生活安全条例の一部を改正し、犯罪、

事故等の被害者等の支援に関することを追加しているところであり、その実施については、警察署や関係機関、関係団体と連携を図ることとなっておりますが、具体策は示されていないところでもあります。

そこで、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定についてということですが、全国では35.2%が条例を制定しているようではありますが、北海道内は8.4%にとどまっているようでもあります。また、赤平市内においては、犯罪被害者支援が必要な犯罪事案は発生していない状況であります。しかしながら、犯罪被害は誰もがいつ遭ってもおかしくないことであり、また犯罪被害者等の支援には警察や自治体だけではなく、関係機関、団体や住民を含む地域全体で行わなければならないことから、そのための根拠規定が必要であると考えているところであります。今後につきましては、赤歌警察署が事務局を担い、赤平、歌志内両市における行政関係部署や消防、商工会議所、防犯協会、安全協会など関係機関、団体で構成する赤歌地区被害者支援連絡協議会が設立されておりますので、その中でも協議を行うなど、条例の制定に向け検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま当市では平成21年6月に赤平市生活安全条例の一部を改正し、犯罪、事故等の被害者の支援に関することを追加しているが、具体策は示されていないとのことでした。赤平市内においては、犯罪被害者支援が必要な案件は発生しておりませんが、答弁にもありましたように犯罪被害は誰もがいつ遭ってもおかしくないことでもあります。突然そのような状況になった瞬間からその方の生活に大きな影響を及ぼします。北海道内での犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況は8.4%にとどまっているようではありますが、国や道と市町村では求められる支援の内容が異なり、市町村は地域に密着したきめ細かい制度、身近で素早く継続的な支援をいつでも受けられる制度

が必要であると思っております。今後赤歌地区被害者支援連絡協議会で条例制定に向け検討してまいりたいと考えているとのことですので、ぜひともより具体的な施策が明記された条例の制定に取り組んでいただきますことをお願いし、私のこの質問を終わります。

以上で私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、一般行政について、2、教育行政について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号1番、日本共産党の木村恵です。質問に入ります。

件の1、一般行政について、項目の1、商工業振興についてお伺いしていきます。要旨の1です。10月に始まる消費税のインボイス制度ですが、課税事業者はほとんどが登録申請をしているということが報道されております。免税事業者の方に関しては、何割が申請しているかは現在明らかにはなっておりません。このインボイス、仕入れ税額控除の申請に資格請求書が必要となるものですが、インボイス制度の実施に当たり免税事業者は登録すれば資格請求を発行できる代わりに新たな税負担が生じる、免税事業者のままで当然いることもできますが、その場合は取引先の税負担が増える仕組みになっています。このことから、免税事業者は登録しないままでいると取引を断られることが予想され、税負担が生じて登録をする、あるいは免税事業者のまま売上げが減ることを耐えるという厳しい二択を迫られている、中には廃業ということを選択する事業者もおられるということです。取引先やビジネススタイルによって様々なケースがありますが、赤平市の取引事業者について免税事業者は何件くらいあるのか、

また制度開始に当たりどのような対応を考えているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） インボイス制度の実施に当たり免税事業者に対する市の対応についてでございますが、企業会計を含めた全ての会計における発注行為につきましては従前どおり納税事業者、免税事業者、いずれにおきましても分け隔てなく取引の対象とさせていただくこととなります。

なお、取引事業者のうち免税事業者の件数につきましては、取扱いに変更がないことから、改めての把握はしておりません。ご了承いただきますようお願いいたします。

適格請求書等発行事業者以外、いわゆる免税事業者との取引における市への影響につきましては、一般会計は消費税法第60条の規定により課税標準額に対する消費税額と仕入れ控除額を同額とみなすことで申告義務がないことから影響はございませんが、一方で企業会計には申告義務がございますので、免税事業者からの課税仕入れにつきましては仕入れ税額控除をすることができなくなりますので、その分の税負担が増えることとなります。

なお、免税事業者への対応については、国より不適切な行為として引き続き仕入れ税額控除ができるよう適格請求書発行登録の強要や適格請求書発行登録申請を行わない取引先との取引停止、適格請求書発行登録申請を行わない取引先への控除不可消費税額分の値下げ要求などが示されておりますことから、従前どおりの対応とさせていただく判断をしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 納税事業者、免税事業者、分け隔てなく取引の対象とすると、継続するということが確認できたと思います。免税事業者が排除されないということになります。また、免税事業者の数は把握をしていないということでしたが、取扱いに変更がないということで理解をしたいというふうに思います。

さて、引き続き取引をするということになりますので、影響がどのくらいあるのかということですが、今一般会計のほうは影響がないということが示されました。企業会計では、仕入れ税額控除ができなくなる分の税負担が増えるということになると思います。どれくらい税負担が増えるかについてですが、免税事業者数が今分からないので、算出することは現時点では難しいという理解なのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ご指摘のとおりでございますけれども、10月以降の取引から制度の適用となりますが、そこで初めて取引先が適格請求書等を発行できない免税事業者であることが判明いたしますので、そこで初めて影響額が算出されます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 10月以降に取引をした中でこういうものが見えてくるということで、現時点では影響額難しいということになると思います。いずれにしても、そういう業者さん排除しないという内容ですので、影響額は若干出てくるということだと思います。今後決算等があれば、そういうときに見ていきたいと思いますが、ちなみにですけれども、インボイスについて行政のほうに相談などあったのか、どのくらいあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） これまで数件の問合せをいただいているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 数件ということですね。来月からもう始まるのです、インボイス制度。先ほど答弁もありましたけれども、登録の強要、相手方に、あるいは未登録を理由とした取引の停止、あるいは控除できなくなる税額分を値下げするなどの不適切な行為、そういったものが起こり得るのが、行政は当然こういった行為は行わないにしても、民間の中ではあり得るということになると思

うのです。市内事業者さんで免税事業者としての選択をした方たちがそういった事態にあって相談とかもあるかと思うのです。そういうのも含めまして、市内事業者さんのそういった相談にしっかりと答えられる体制というものを確立していただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

次の質問に移ります。要旨の2です。新型コロナウイルス感染症が5類に移行して様々な制限が今緩和されている、市内事業者も仕事が戻ってきているが、特に工業のほうでは人手不足の心配が生じるのではないかということが6月議会の答弁にありました、第2回定例会。実際にコロナ禍において人員削減をした事業者などもおり、仕事が増えてきても今度は人手不足が深刻になっているところもあるということを知っています。市内事業者の方々のこういった状況を的確に把握し、早急に支援を行っていく必要があると思います。地域経済の好循環の新しい形を模索すべく、市内事業者の方々との意見交換を密に行っていくということが第2回定例会で述べられております。現在行っている人材確保支援策、6月答弁にありましたけれども、合同企業説明会、あるいはジョブリポ、就職支援セミナー、企業情報発信事業などの状況と今後新たな支援、また拡充策などについて考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市内企業の人材確保支援策の状況ということでございますけれども、赤平市では労働行政の基礎資料として市内事業所における雇用状況や労働条件、諸制度について労働基本調査を行っております。令和4年度調査では、89の事業所のうち70事業所から回答があり、回答率は78.7%となっております。人員の体制につきましては、不足していると回答があったのは33社で、特に建設業、製造業での現場作業に係る人員や専門技術での不足が顕著となっております。人材確保の取組といたしましては、空知総合振興局や中空知定住自立圏構想推進会議の合同企業説明会に赤平市の企業に参加案内等の周知をしております。今年2月20日には、赤平

市の合同企業説明会を開催し、近隣高校4校から81名の生徒と市内企業9社に参加していただきました。就活ステップアップセミナーや市内企業の先輩の声を聞くコーナーなど、生徒さんからもよかったとの声を聞いており、今後はもう少し多くの企業にも参加いただけるよう内容や開催時期の検討をしたいと考えております。また、平成31年より開設している企業情報ウェブサイトジョブリポ！赤平のシゴトでは、市内企業情報や赤平で働く方々の声や求人情報を掲載しております。令和5年7月1日に解禁となりました令和6年3月卒業見込みの高校生向けの求人も11社掲載しております。近隣4市町で構成されるNAKASORAにこよう推進協議会では、中空知の雇用促進を目的に事業を実施しており、これまでに企業見学バスツアーや企業向け採用セミナー、就職支援セミナーなどを実施してまいりました。コロナ禍においては、企業見学バスツアーは難しいと判断いたしまして、VRでの企業見学やオンラインでのセミナーなどを実施いたしました。今年は、新たに企業情報発信事業といたしまして札幌圏の大学を訪問し、管内の企業のやりがいや職場の雰囲気などをPRする交流会を予定しており、学生の状況や求人情報など現在の状況を収集しながら企業のPRを進めていく予定でございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 振興局や自立圏の合同企業説明会への参加案内、周知、赤平市の合同企業説明会の実績、ジョブリポの掲載情報だったり、NAKASORAの状況などが今確認できたと思います。令和4年度の調査結果で回答のあった70事業者の中で33社が人材不足と、製造業とか建築等ということが今ありましたけれども、約半数いまだに人材が足りていないというのが現状だというのが分かったと思います。ぜひこういったことを成果につなげていただきたいというふうに思います。今後新たな企業PRのほうも答弁のほうで今最後のほうでおっしゃっていただきましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。労働基本調

査だけではなく、私6月の一般質問でも申し上げましたが、市内事業者の方々とコミュニケーションの部分、これを大切にいただいて商工業振興に力を入れていただきたいというふうに思うのです。様々な場面で意見交換などもあります。こちらから積極的に話を聞きに行く、そういう姿勢で取り組んでいただくことでそれぞれの事業者の方々の苦勞、あるいは悩み、課題も見えてくるのではないかと思います。

そこでなのですが、あかびらガンバレ応援寄附金、ふるさと納税のことですけれども、ここ3年間、令和2年度から4年度までの活用状況を見ますと、その他まちづくりに資する事業という部分は該当なしとなっております。活用されていないと。残高は7,000万円ほどとなっております。この事業において商工業振興につながる事業に充当していくことはできないのか、考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 商工業振興に対するあかびらガンバレ応援寄附金の活用ということでございますが、その他まちづくりに資する事業につきましては商工業の振興につながるものも含め、今後も引き続き活用できる事業の内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 ここ3年間該当なしとなっているこの部分を取り上げての提案ですので、今のような答弁といいますか、検討していくということにもなるのかなと思ったのですが、このその他まちづくりに資する事業への寄附、これが充当できないよということではないというのが今の答弁、要は否定されてはいないのだろうというふうに理解したいと思うのです。これのほかにも用途を指定しない寄附金、これもより多く残高が当然ありますし、いずれにしてもふるさと納税の部分というのは極力経常経費とならないような使い道でまちづくりに資するものには充当していくことが可能だというふうに思うのです。そういうものなので、ぜひこ

ういった必要とされているところに充てられるものがあるのだということをはっきり示して市内事業者の方々と意見交換、あるいは人材確保に対して支援すると、赤平市としてやる気があるぞというところを示していくことで事業者の方も頼りにしてくれるのではないかとというふうに思うのです。午前中もありましたけれども、お金がないからできないというふうに思われてしまっただけでは相談もしてくれないのではないかと思います。当然このお金全部使いますよという話ではないですけれども、適切に使うものですけれども、こういった財源も活用する方法があるので、ぜひいろんな意見をいただきたいというような感じで意見を聞きに行くという姿勢は重要なのではないかとというふうに思うのです。今行っている支援の拡充、例えば合同企業説明会であったり、企業PRであったり、そういったものをこういったのを使って拡充していくということもできるのではないかと思いますし、例えば市内事業者に就職して市内に住んでくれた場合に今家賃助成していると思えますけれども、そういったところの拡充に使う、あるいは人材確保のために、移住、定住のために使っていない空き家であったり、市営住宅なんかを会社の例えば社宅のようなものに活用できないか、そういったところにも今後は考えが及ぶのではないかと思いますので、そういう人材確保と移住、定住双方に効果が期待できるというようなものにも使える財源があるということをはっきり示して行政側も事業者側もしっかりと双方で意見交換、意見出し合えば必ず人材確保にしてもいい方向に向かうのではないかと思いますので、そういう姿勢でコミュニケーションのほう大事にしてしっかりやっていただきたいというふうに思います。決して赤平市が財政的に豊かだからとか、そういう話ではないのです。何かのときのための財政調整基金、これ畠山市長になってから堅調に推移してきているというふうに思います。ふるさと納税も今すごく伸びていると。そういった中で積極的に寄附金のほうを充てていくということは、考え方としては間違っていないと思うので、こ

ういうのを使ってしっかりと事業者さんの要望なりを聞いていくということを取り組んでいただきたいというふうにお願いして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。項目の2、マイナンバーカードについてお伺いしていきます。要旨の1です。マイナンバーカードをめぐる、様々な報道が今飛び交っております。8月8日に公表された中間報告では、他人の個人情報登録されたケースが新たに1,069件判明し、それまでに公表された件数と合計8,441件となっている、診療情報が他人に閲覧されたケースが15件、このほかにも本人認証がされずに窓口で10割負担を求められたと、そういうケースなどマイナンバーと医療保険の資格情報のひもづけができず、マイナンバーカードでは保険医療が受けられないというケースが約77万件あると言われております。来年の秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化など本当にできるのかと不安を覚えると思うのです。中には、こういった不安からカードを返納する方も出てきていると聞きます。赤平市では、こういったトラブルは起きていないのか、また返納者などは出ていないのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） マイナンバーカードにおけるトラブルの発生やカードの返納についてでございますが、ご承知のとおりマイナンバーカードは国内に住む全ての人に割り当てた12桁の個人番号や氏名、顔写真などを記したICチップ内蔵のカードでございます。身分証明やオンラインで行政手続をする際の本人確認に使い、既に国民は様々な場面で利用されておりますが、一部の自治体において住民票交付サービスで別人の住民票が発行される事案やマイナ保険証で別人の医療情報が閲覧されたケース、また公金受取口座の誤登録等の不安から所持しているカードを自ら返納する方もいらっしゃると思っております。

そこで、ご質問にありましたけれども、読み取り機器の不具合というケースはあったものの、当市における大きなトラブルはございませんでしたが、返

納者についてはこれまで1名発生したところでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 様々報道あるけれども、赤平市では読み取り機器の不具合というケースがあったものの、大きなトラブルはないというような答弁と、そして返納者は今1名出ているということが確認できました。その大きなトラブルというのは、今言ったような個人情報のひもづけのミスであったり、負担割合のエラーであったり、他人の情報、そういったところだと思うのですが、そういったものがなかったということに関しては安心するところですが、読み取り機器の不具合というケースは具体的にどういったものなのか、詳しく説明を求めたいというふうに思います。あわせて、市内でマイナ保険証として利用できる場所、できない場所、医療機関あるいは薬局等になるとは思いますけれども、そういった状況はどうなっているのか。マイナ保険証の利用率、普及はしていると思っておりますが、利用率はどうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 読み取り機器の不具合につきましては、昨年マイナ保険証を提示するも機器が読み取ってくれなかったということで、ひもづけ情報が登録されているかの確認で窓口にお越しになったお客様がございました。誤登録はなかったことを確認し、その後再度来庁されることはなかったもので、設置されている読み取り機器の不具合であると判断しているところであります。

また、市内でマイナ保険証が利用できるのは、8月20日現在ですが、市立病院、平岸病院、佐々木内科クリニック、もじり歯科クリニック、東おおまち歯科、ファミリー歯科、ツルハ薬局、アイン薬局、赤平薬局、ひらぎし薬局などの医療機関や薬局となっております。

マイナ保険証の利用率につきましては、申し訳ございませんが、把握しておりません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] マイナ保険証を提示したが、機器が読み取らなかったと、窓口でひもづけ情報を確認したが、誤登録等ではなかったということなので、市役所の庁舎内とかではなくて、今言ったどこかのところで提示をしたが、読み取らなかった、窓口で相談に来た、確認はしたけれども、データ自体は間違っていないということが確認、いわゆる機器のほうのトラブルだったのだと、カードのほうではないという説明だったのだろうと思います。特定する必要はないかと思いますが、今言ったように市内のほとんどの医療機関あるいは薬局でこういう機器はもう準備してあって読み取り機器はあるよというのが今の答弁だったのだと思うのです。しかし、利用率は分からないということになります。現時点でひもづけデータの誤りは認められないということは確認できているのですが、報道では400から500の自治体で個別のデータの点検が必要になるといような報道もありました。赤平市は、これに該当しないということになりますか、お伺いします。

○議長(竹村恵一君) 市民生活課長。

○市民生活課長(斎藤政弘君) 今後点検対象と判断された場合は、デジタル庁から改めて通知が来ることとなっております。

○議長(竹村恵一君) 木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] そうなりますと、今時点では点検対象かどうか不明ということなのです。であれば、今400から500と言っているのはどういう基準で言っているのかと。よっぽど人口が多くてデータのミスが多いとか、そういうことになるのかなとも思うのですが、今おっしゃったように通知が来れば総点検の対象に赤平市もなるということなのです。なぜそうなるかという、マイナ保険証の普及率が幾ら高くても、マイナカードを取得して保険証のデータをひもづけした方が多くても、マイナ保険証をそのまま保険証として使っているか、あるいは現行の保険証まだ持っているから、その保険証を使っているから、データの間違いを読み取る機器に当然通さないで、把握できな

いという可能性も私はあるのかなと思うのです。結局マイナ保険証持っているけれども、今までの健康保険証を使っていれば、当然データが合っているか間違っているかというのは機器の読み取りで把握できない、読み取らないので、そうなるとはどうするのかということになるので、こういった総点検という話に今なっているのではないかなと思うのです。実際私も市外ですけれども、かかりつけの診療所に行った際にマイナ保険証を提示しようとしたところ、紙の保険証でお願いしますと窓口で言われたことがあるのです。医療機関によってもそういうことを今現時点で行っているところが多々あるので、赤平市は今言ったようにないのかもしれませんが、今後紙の保険証廃止する、あるいはマイナ保険証をどんどん使う人が増えてくるとこのようなトラブルというのはもっと増えてくるのではないかと、まだ今氷山の一角なのではないかという懸念が出てくると思うのです。ですので、こういったところの確認も当然行政側として必要になってくると思いますし、市民からの相談等が多くなる可能性もあるので、ぜひ対応のほうはしっかりとお願いしたいというふうに思うのです。

返納された方が1名いらっしゃるということが先ほど確認取れました。そして、申請まだしていない方、マイナカード取得していない方も若干ですが、いるのではないかとというふうに私思いますので、そういった方はどうなるかという、現行の保険証廃止すると資格確認証というものが交付されるというふうに今言われています。これについての説明をお伺いしたいと思います。

○議長(竹村恵一君) 市民生活課長。

○市民生活課長(斎藤政弘君) 資格確認証は、マイナンバーカードを持たない方や保険証がひもづいていない人、また紛失、介護が必要な高齢者やカード取得が難しい方たちを対象に交付される予定であります。また、無料で交付することとし、廃止期限を設けることや有料化を想定していないとのことであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 マイナンバーカードをそもそも持っていない方だったり、保険証をひもづけていない、紛失した、介護が必要な高齢者の方々、あるいは取得が難しいなどのケースに無料で交付して廃止期限設けませんという内容だったので。こうなりますと、高齢者の方々の中に介護が必要な方々結構いらっしゃるし、相当な数対象になる方が出てくる可能性がある。マイナカード自体持っていない方もいらっしゃるし、持っていない方もいらっしゃる、取れないという方もいらっしゃる、そうなりますと資格確認証なるものはある程度一定の数交付されるのではないかと思います。現行の保険証がそのまま使える状況のほうが私は本当に混乱が、特に高齢者の方々混乱が少ないのではないかなというふうに思えてならないのです。そして、今ほとんどの医療機関、薬局で利用できるということですが、先ほども言いましたように私は断られたわけではないですけれども、できるだけ紙のほうでというふうに言われるところとかもあるのです。ですので、こういったところへの対応、あるいは市民の相談というのも多くなってくるのではないかなというふうに思います。

今言ったように、赤平は機器がほとんどのところは備わっている、近隣では備わっているけれども、断るところとか、できるだけ紙のほう使ってくださいというところも実際にある。さらに言えば、もっと広い範囲で見ると、まだまだ読み取り機器がないとか、そういうシステムが確立していないという医療機関、薬局があるということなのですが、そうするとマイナ保険証があるにもかかわらず今度は新たな文書が必要になるということが今報道でされているのです。これが何なのかということを説明していただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 厚生労働省は、マイナ保険証が使えない一部の医療機関も想定されています。これは、高齢の医師であつたり、山間部な

ど地理的な理由であつたりとシステム導入が困難な場合への対応として利用者に資格情報のお知らせを配付しまして、受診の際にマイナ保険証と一緒に持参していただくことを想定しております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 そういうことですね。マイナンバーカード持っていない人には、さっき言ったような資格確認証、マイナンバーカード持っていてマイナ保険証になっている方にも資格情報のお知らせというものを交付するという話が今出ている。つまりは、マイナ保険証に一本化してももう一枚資格情報のお知らせを持って診療を受けに行かなければならないということが今言われているわけですね。だったら、マイナ保険証使わないで今の健康保険証のままでいいのではないかと。新しく健康保険証の代わりになる紙が送られてくるわけですね。新しいもの作らなくても現行のままのほうが財政的にもいいだろうし、混乱もないというふうに私は思うのです。ただ、とにかくこういう情報があまりにも少なく、今朝のニュースでいいますと、河野大臣は不正転売防止にマイナカードが使えますよ、酒類の購入に使えますよ、証明できますよ、イベントなんかでも使えますよ、そんな話ばかりなのです。使えば使うほど便利になるのはいいことだと思うのですけれども、そういうことばかりやるのではなくて、本当に市民の方々、国民の方々が不安に思っているこういうところをまず解消することが第一に求められる。幾ら便利になるから使ってくださいと言われても不安が伴ったり、別の紙持たなければならぬのだつたら要らないということにやっぱりなると思うのです。政府がやるべきは、やはりそういう不安の払拭というのが第一になるのではないかと。つまりは、現行の保険証を存続させるほうが国民にとっても混乱はない、DXが進まないという理由なのかもしれませんが、別に今マイナカード普及しているので、一緒に持っていて現行の保険証を存続させることには何らDXが遅れるとも私は思わないのですけれども、そういう議論が全く見えてこな

いので、市民の方々も本当に現行の保険証廃止していいものだろうかということの判断ができないというふうに思うのです。今日こういうふうに一連の議論をさせていただきましてけれども、この質疑応答の中で聞いていただければ恐らく現行の保険証のままでは何か問題があるのかと、むしろ現行の保険証残してほしいというふうに判断する市民の方々が多いのではないかとこのように思うのです。少なくともこういうトラブルが全くなくなって高齢者の方々も安心して混乱なく使えるような状況になるまでは、現行の健康保険証は残すべきだというふうに私は思っております。市長も全国市長会等々でいろんな要請とかもあると思うので、来年の秋までまだまだありますので、ぜひ市民の方々の意見聞いて自治体の首長さんたちと一緒にこういう混乱ないように市民、国民に寄り添うようにということで要請していただけるとありがたいなというふうに思います。市民の方々が安心して保険医療受けられるようになること、そして個人情報もしっかりと守られるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の3、就学前児童施策についてお伺いします。要旨の1です。畠山市長の選挙公約でもあった給食費の無償化ですが、今年度から小中学校の給付費の無償化が実施されました。保護者の方からも大変歓迎をされております。就学前児童については、義務教育ではないため無償化等はありませんが、赤平市では国基準からさらに独自の基準を定めて減額をしてきております。保育所にも給食があるわけですが、これについては保育料に含まれているものとなります。この給食費の部分について無償化を検討しないのかを伺いたい。また、一部無償化にしている保育料そのものを就学前の完全無償化とすることについても考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所における給食費の無償化についてでございますが、令和元年の保育料無償化以前においては保育料に含まれており、平成27年

度より国基準の半額としたほか、平成29年度より第2子目以降無償としたところでございます。また、令和元年10月より保育料の無償化に合わせ公定価格の見直しが行われ、これまで保育料に含まれていた副食費について保育料と副食費に分け、受益者負担である副食費については実費にて徴収するよう制度変更されたところでございます。これに対し赤平市では、幼児教育の利用者負担軽減を図るため、無償化対象となった3歳から5歳までの児童とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について副食費を減免することとし、現在に至っております。これらを整理いたしますと、現在でも副食費を負担していただいているのは住民税課税世帯におけるゼロ歳から2歳までの第1子のみとなります。ご質問のとおり、副食費の無償化を行うことは子育て世帯への経済的支援に資するものと考えております。本市といたしましては、これまでの取組を継続することとしておりますが、国では保育料の無償化の検討が行われているとのことでありますので、国の動向を注視しつつ副食費の減免についても研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 受益者負担である副食費は、実費徴収ということで別になっている、なおさら別になっているのであればこの無償化ということを考えてもいけるのかなど。利用者負担軽減を図るために今減免しているということで、現在負担している方は要約すれば課税世帯のゼロ歳から2歳までの第1子のみということになっていると。数としても本当に少ないのかなというふうには思いませんけれども、受益者負担ということで実費だということが国で言われているわけですが、この理論でいってしまうと学校給食も完全無償というのはなかなかできないわけです。学校給食完全無償というのは、所得のある世帯も所得のない世帯もということになりますので、それを今赤平市ではやっているということなので、同じ考えで保育料についても無償化できないとは思わないのです。子育て支援と

いうのは、高齢化進んでいるこの赤平市にとって赤平市を支えてくれる働く世代の方々の定住に極めてやっぱり有効な施策だと私は思います。安心して子育てできる赤平市だと、そういうことをさらに強く言えるように幼児教育、保育の完全無償というのも、研究されていくとおっしゃいましたけれども、検討していただきたいと思いますというのです。アンケートでも子育てで経済的支援がやはり一番大きいということから、学校給食の話も出てきたのだと思います。こういったことを勘案して、あまりしつこくは言いたくないですが、もう一度市長に今言ったような内容を考えた上で検討していただけないかということをお願いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 幼児教育、保育の完全無償化についてということだったというふうに思いますけれども、現在負担していただいているのは住民税の課税世帯におけるゼロ歳から2歳までの第1子のみというふうになっております。今ご指摘にございましたとおり、金額的にも莫大な金額にはなっていないかというふうに思っております。今の副食費の減免について、国でも全体的に保育料の無償化というのも検討されておりますから、国の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] ありがとうございます。学校給食費も国のほうで検討はしているわけですが、それを赤平市では今回やったということになります。行く行くはそうなるのかなと思えますけれども、保育料についても今答弁あったとおり国のほうでも検討もしているわけで、ここは赤平市が子育てに力を入れている、そういう姿勢を示すためにもぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2、保育士の問題ですけれども、来年度に向けて保育士の募集を今していると思います。ホームページでは、職員募集の中

で保育士及び幼稚園教諭5名ほどとなっております。保育士確保については、これまでも取り上げてきましたが、待遇改善なども行いながら努めてこられたと一定の評価をしております。しかし、減っては補充するという対応からなかなか抜け出せていないのではないのでしょうか。現時点で保育士は足りているのか、また入所待機児童などはないのか、現状をお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育士と入所待機児童の現状についてでございますが、国の保育基準において現行の児童に対する保育士数では充足している状況であり、待機児童は現在発生しておりません。しかしながら、充足しているとはいえ休暇などによる代替保育士の確保ということでは、令和4年度当初の31名と比較いたしますと令和5年9月末では25名となることから、必ずしも十分な人数ではないことと認識しております。また、業務量の増加による保育士の負担も増していることから、業務の負担軽減や効率化を図るため今年度登降所や子供の体調などを管理するシステムとしてコードモンを導入し、現在10月からの本格稼働を目指し、準備を進めているところであります。加えて、適切な保育士数を確保するため、令和6年度の採用に向けて5名の正規職員を募集しているところであり、8月下旬には子育て支援担当などにおいて滝川市、深川市をはじめ、札幌市、旭川市など道内各地の短期大学や専門学校を複数回、募集要領について説明をしてきたところでございます。その中で依然として保育士については売手市場であること、就職時に家賃補助や奨学金の一部返済、就職奨励金などを支給するなど保育士確保に向けて様々な対策を講じている自治体も多くなっている状況とのことであります。また、学生に対し自分たちの保育所の魅力をPRする機会を設けている自治体もあるとのことでございます。子育て支援担当からは、今後について優秀な人材を求めらるのであれば何かしらの対策を講じなければ保育士を確保することは困難な状況になるという報告を受け

たところでもございます。一方、このたびの5名という具体的な募集を打ち出したことで興味を示していただいた学校もあり、応募について検討されている学生もおられるとの報告も受けているところがございます。今後において学生に対しまして本市の保育所に来ていただけるような対策等について検討しなければならないものと考えているところであります。現時点で保育士の人数としては充足されているところではありますが、一方一時保育のニーズも増えてきている状況にもございます。子供たちが健やかに成長できる保育環境を充実させるとともに、保育士の就労環境を整える必要があるため、保育士の確保については引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 昨年度当初から今6名減となっていて、必ずしも十分な人数ではないということなのですね。しかし、現時点では保育士数、国基準において充足はしているということと待機児童は発生していないということは確認が取れました。かつて認定こども園への移行を赤平市が検討していた時期に、それを踏まえて計画的に保育士確保をしていくということが答弁をされたことがあります。平成29年9月議会の私の質問に対する当時の副市長の答弁です。その後認定こども園は一旦立ち止まるということになり、現在に至るわけですが、こども園に一元化できないから、計画的な保育士の確保ができないということにはならないと思うのです。ましてや国の次元の異なる少子化対策、異次元の少子化対策、掲げた割になかなか先送り、先送りになっているように見えますが、働いていない親御さんも今後保育所に預けることができるようにするということが今検討をされているということです。こういったことが始まる前にしっかりと保育士確保について、さらなる待遇改善であるとか、あるいは大学などと連携したリクルートなどをしっかりとやっていくという必要があるのではないかと考えておりましたが、子育て支援担当のほうでは今答弁であっ

たように道内各地の短大、専門学校回って説明もしてきていると、ほかの自治体で行っている保育士確保への取組を調べたりもしているということが述べられたと思います。しっかりとこういったものを計画的な保育士確保につながるように取り組んでいただきたいと思います。本当に急がないと、もし保育所への預け入れ要件緩和された場合に結果としては待機児童を出してしまう、あるいは受け入れられなくなってくるということが起こるといふふうに思います。さらに、保育士さんが休めなくて業務が過多になってしまうと。一時保育も今増えているということも答弁にありましたので、なおさら急いでやっていかなければならないのかなと。現時点で業務負担軽減を考えていると。コドモンというものを使って10月からやりますよというのは、明らかに業務負担改善なわけで、そうなるとうなるかということになると思うのです。引き続き取り組むという姿勢ではなくて、急ぎ待遇改善図っていくという必要があるというふうに思います。適切な保育士数を確保するために募集しているとさっき答弁でもありましたから、充足はしているが、適切だとは思っていないということだと思いますので、しっかりと確保していく必要がある、ここは取り急ぎ待遇改善図ったり、先ほど他自治体では保育所の魅力というお話だったのですが、赤平市の保育所の魅力、あるいは赤平市としての魅力、そういったものもしっかりPRしながら保育士確保に努めていく必要があると思うのですが、その辺についてもう一度お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国では、保護者の就労要件にかかわらず誰でも保育所を利用することができる制度についての検討が進められていることは承知しておりますけれども、制度の開始に伴い保育ニーズも高まるものと予想されております。本市においても保育の質を確保しながら受入れを行うためには、より多くの保育士を確保する必要があると考えております。今後におきましては、こども家庭庁の検討の

推移を見ながら待機児童を出さないよう適切な保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕適切な保育士の確保に努めていきたいということなのですね。現状何とかこなってきているということでは、やっぱり評価はしたいと思うのです、待機児童出さないように一定数確保してきているということ自体は。地域的な地理的要件の下、保育士確保するのも本当に大変で、例えば報酬が高ければ来るかという、そうでもないのは重々分かってはいるのです。そういった上で保育士確保は評価するのですが、今後やっぱりこういうことが起こってくる、緩和されて誰でも預けられるよということになってくれば、当然こういう懸念出てくるので、しっかりやっていただきたいと思うのです。一つには、幼保一元化、認定こども園立ち止まったところから計画的にということからまた少し遠ざかってしまったのかなという印象も否めないのです。6月の第2定例会でも指摘しましたが、子育て部門の一元化、それは幼保、認定こども園に限らず部門の一元化、いわゆる機構改革、やはりこれを早急に進めていく必要があるのではないかとこのうふうになってくると思うのです。午前中もちょっと機構改革ありましたけれども、その点についての考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私が市長に就任してから令和元年第4回定例会において、当時生じた懸念から認定こども園建設について一度立ち止まり、再検討させていただくと答弁をさせていただいたところがあります。子育て部門の一元化に対する考えについてでございますが、国ではこども家庭庁設置法など関係法令が整備されたこともあり、子育て支援に関する部署も新たな位置づけの検討をしなければならぬものと考えております。また、現在における行政需要の多様化、複雑化に対応するため市役所全体の機構についても見直しをしていかなければならぬものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕計画的な保育士の確保、幼保連携、認定こども園、こういったものについても改めて必要性であったり、財政面であったり、国の動向など総合的な観点から検討することも含めてですが、就学前児童施策推進するに当たってはやはり子育て部門の一元化ということは早急に行っていくことが不可欠だというふうに私は思います。機構改革、先ほども議論ありましたけれども、内部協議が終われば、まとまれば示すということをして市長答弁されておりましたけれども、ぜひそこも急いでいただきたいなというふうに思うのです。市長の考えがあるのかないのかという議論になっておりましたが、ないことはないのだろうと思うのですが、やっぱり現場の声を聞いてという市長の考えなのかなと。逆に言うと、市長の考えが先に独り歩きしてしまって、そこから変わったときにそれはどうしてだという話にも当然なってくるでしょうし、そこを逆に言うとか付度をしてそのまんまでいいですと現場の人が意見を言わないという可能性もありますので、言っている意味はよく分かるのです。他方、市長の考えを示してトップダウンで行うということをやれば、やはりスピードも出るし、急いでできるのではないかとこのうふうにあるのだろうと思います。なかなかどっちかを選ぶというのは究極の二択のような話で、トップダウンするか集団的議論をするかというような問題では正直ないのかなと私は思っているのですけれども、それでも多少やっぱりスピード感持ってやっていただかないとこのうふうで待っているということが今の現状なのだろうと思うのです。慎重な議論をするということは、大事なことだと思いますが、私たち市議会議員としてはやはり建設的な議論というものを私はしていかなければならないというふうに思いますので、どっちかでなければ駄目だとか、そういう議論ではなくて、ぜひこのうふうにやってみてはどうだというような提案であったり、あとは行政が行ったものをしっかりチェックするであったり、あとは何かあった場

合には厳しく指摘をすると、そういうのが私たち市議会議員の役割だというふうに私は思っておりますので、先ほど答弁であったと思うのですが、優先順位つけて機構改革をやっていくということを述べられていたと思います。ぜひ子育て部門については優先順位しっかりとつけていただいて、取り急ぎ進めていただくということを私は提案したいというふうに思うのです。働いている職員さんたちも、これちょっと後のほうでやれるかと思いますが、本当に仕事が集中してしまっただけで大変なケースというのは見受けられるので、機構改革というのは極めて重要だと思いますので、スピード感を持って慎重に行っていただきたいと。本当に子育て支援待ったなしなので、こういうところをしっかりと行っていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

項目の4、ジェンダー平等について、要旨の1です。パートナーシップ制度についてお伺いします。パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で地方自治体や企業が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のことです。このパートナーシップ制度を導入する自治体や企業が今広がっています。今年6月28日時点で見ますと、全国で328自治体、人口カバー率は70.9%となっているということです。北海道では、札幌市をはじめ、函館市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、北斗市、8自治体が制度の導入をしております。パートナーシップ制度の導入についての考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） パートナーシップ制度の導入についてでございますが、同性同士の婚姻が認められていない我が国であります。同性婚の法制化をめぐる議論が進み、同性婚が認められないのは憲法違反であるとの訴訟が全国5つの地方裁判所で起こされたところであります。札幌と名古屋の地方裁判所では違憲、大阪では合憲、東京と福岡は違憲状態

であると判断が分かれたところであります。しかしながら、性の多様化を認め合い、誰もがその人権を尊重する社会、安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいかなければならないものと考えております。

ご質問にありましたパートナーシップ制度につきましては、自治体の証明により様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするため制度を導入する自治体も全国的に増えてきていると認識しております。パートナーシップ制度の導入の考え方につきましては、当市では導入に至っておりませんが、学校生活での対応、公共サービスや施設の在り方など性的マイノリティーの対応は多岐にわたりますことから、それらと併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 訴訟では、同性婚について判断が分かっている、違憲、合憲と色々な判断が分かれています。性の多様性を認めて誰もが人権を尊重する安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいかなければならないという認識は持っているということだったと思うのです。制度の導入についても多岐にわたる性的マイノリティーの対応と併せて検討していくということが今述べられました。しっかり取り組んでいただきたいと思いません。学校生活や公共サービス、施設の在り方などありますけれども、例えば先日の新聞報道では新十津川町の新十津川農業高校にオールジェンダーレストルームですか、というものが設けられたという記事がありました。性別に関係なく使えるトイレということで、誰が使うか分かりにくくなるように教室側からはすりガラスなどで見えなくするような配慮なんかも行われているということが記事にあったのです。大変いい取組だというふうに思います。赤平には高校ありませんけれども、公共施設等などでこういうことを考えた場合、不特定多数の方が利用するので、そこまでの配慮というか、すりガラス等は要らないにしても、やはり多目的トイレを増やすなど

という対応というのはやっていけないのではないかと
思うのです。こういったことと併せて同性婚の法制
化、これ国が行っていくのが本来望ましいことだ
と思うのですけれども、どこに住んでいても赤平に住
んでいても性的マイノリティーの方々が社会的配慮
受けられるというようにぜひ積極的に検討をしてい
っていただきたい、これはお願いして質問を終わ
ります。

次の質問に移ります。要旨の2です。困難な問題
を抱える女性への支援に関する法律の基本方針、こ
れが今年の3月に公布され、来年4月に施行されま
す。貧困や家庭内暴力などに直面する女性の自立に
向けて公的支援を強化することを目的とした法律
で、同法に基づく基本計画については都道府県は義
務づけをされておりますが、市町村は努力義務とな
っています。最も身近な支援が可能となる基礎自治
体、市町村で当事者の声もよく聞きながら基本計画
がつくられることが望ましいと私は考えますが、こ
れについての取組をお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 女性支援を行う婦人保護事業
につきましては、これまで売春防止法を法的根拠と
し、様々な問題に対応してまいりました。近年女性
を取り巻く問題が複雑化、多様化、複合化するなど
従来の枠組みでの対応に限界が生じているとの指摘
を受け、女性を対象とした専門的な支援を包括的に
提供する制度として困難な問題を抱える女性への支
援に関する法律が令和4年5月25日に公布された
ところであります。基本的な方針として、市町村は支
援対象者にとって最も身近な機関であり、困難な問
題を抱える女性の支援に必要な制度を所管する関係
機関が相互に連携し、支援対象者が必要とする支援
を包括的に提供するよう示されております。これら
を踏まえ、本市といたしましては法律の目的や理念、
基本的な方針に従い、関係機関との連携を図るとと
もに、空知総合振興局の婦人相談員や北海道立女性
相談援助センター、民間団体等とも連携し、支援対
象者に寄り添い、自己決定を促すなど、きめ細かい

支援に努めてまいりたいと考えているところでござ
います。

また、努力義務とされている法律に基づく基本計
画の策定についてでございますが、今後の北海道や
他の自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと
考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 関係機関や団体等
と連携取り、支援対象者に寄り添いながらきめ細か
く支援に努めていくということ、基本計画について
も状況を見ながらということでしたが、検討してい
くということが答弁されました。しっかり取り組ん
でいていただきたいと思えます。先ほどの子育て
支援もそうなのですが、特に福祉の分野というの
は1つの係に仕事が集中をしてしまうというの
が見受けられております。逆に言うと、それだけ人
が必要な部署だということだとも思えます。機構改
革のほうは待ったなしと、重ねてしっかり取り組ん
でいただきたいということを申し上げたいと思いま
す。

次の質問に移ります。要旨の3です。性的指向及
びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国
民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理
解増進法が施行されました。差別はあってはなら
ないという言葉が不当な差別はあってはならないに
変更されたことや、全ての国民が安心して生活でき
ることとなるよう留意するという条文が加えられた
ことに対して様々な意見がある中での施行となりま
した。13人に1人とも言われる多くの当事者の方々は、
声を上げられずに悩みを抱えております。性的指向、
性自認を理由に個人が不当な扱いをされたり、不利
益を被ったりすることは決してあってはなりません。
当事者の声に寄り添う法律となるよう議論を進
めてほしいと思えますが、国会のほうで、同時に基
礎自治体でもLGBTについて理解増進、そして差
別禁止に積極的に取り組む必要があると思えます。
このことについて考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） L G B Tについての理解増進と差別禁止についてでございますが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が6月23日公布、施行されました。このことから、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため国などと共に連携を図りながら本市でできる役割を認識し、推進してまいりたいと考えております。毎年9月に札幌で行われますさっぽろレインボープライドというイベントがあります。これは、L G B T Qなど性的マイノリティーの差別解消や権利主張を目的に行われる当事者と支援者によるパレードで、今年も再来週の18日に予定されております。参加者たちは、笑顔で暮らせる社会、多様性を受け入れる社会の実現に向け、思い思いの服装で市内中心部にてパレードを行い、微力ではありますが、毎年私もメッセージを送付し、側面から支援をさせていただいております。自治体や企業をはじめ、社会の意識は少しずつですが、変化の方向へと進んでいるものと思っておりますので、普及啓発にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 赤平市としてできる役割認識して推進していきたいという内容だったと思うのです。さっぽろレインボープライドにも毎年メッセージを送っているということが確認できました。大変いいことだと思います。ぜひ普及啓発に取り組んでいただきたいと。私この件で過去にも質問しているのですが、2018年、平成30年、同様の質問をしておりますけれども、そのときは担当課長から性別確認が不要な書類の洗い出しや見直し、多目的トイレの案内板表示、啓発イベントへの参加や当事者の方が来られたときのサポートするためのガイドラインの配布等に取り組んでいくという答弁があったのです。確かに庁舎1階の多目的トイレには案内表示というのがすぐされたと思います

が、イベントへのメッセージというのは今答弁にありました。そのほかの取組というのは、今どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） その他の取組についてでございますが、ご質問いただいてから5年を経過しております。おっしゃられるとおり、足踏み感は否めません。市の役割を認識し、ホームページや広報などを活用した啓発など、いわゆるL G B T理解増進法の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今現在、質問したときから当事者の方から特に具体的な相談がなかったり、問題起きていないということだったのです。やはりマイノリティーの方々って個別に声を上げるのは非常に難しいということで、支援団体の方々が大きな声を今上げているのだと思うのですけれども、だからこそ行政から積極的にこういうことに取り組んでいただきたいと言っているのです。ホームページや広報での理解促進に向けた啓発、取り組んでいかれるようなので、しっかりとやっていただく。まずは、当事者の方々であるとか、支援団体の方々のお話を聞くという機会をつくるころからでもしっかりと始めていっていただきたい。まず、行政が積極的に取組を進めてそういった広報など啓発につなげて理解増進につなげていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。件名の2です。教育行政について、項目の1、不登校支援について、要旨の1です。文科省は、空き教室を活用した学校内での不登校児童をサポートする校内教育支援センターを拡充するために新たに設置する自治体には必要経費を補助することを決め、来年度予算の概算要求に5億円を計上したということが報道でありました。赤平市では、令和4年からふれあいホールに教育支援室を設置して不登校児童の支援を行っております。この教育支援室については、必要な取組であり、評価

も私はしているところですが、この国の補助メニュー、新たに学校内という要件があることから、当市の教育支援室にはこれは該当しないのかなど、補助を受けられないのかなどというふうに思うわけですが、教育委員会としてこのことについて確認を行っているのか、この補助メニューについてどのような検討を行っているかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 校内教育支援センターの設置に関する国の補助制度の把握及び設置に関する検討についてでございますが、学級の中に入れない子供の居場所や学習環境を確保するための校内教育支援センター設置に関する国の補助制度につきましては報道等で承知しておりますが、文部科学省から発出される資料について現時点では受理しており、対象要件、経費など詳細は不明であります。小中学校においては、校内教育支援センターを設置しておりませんが、不登校児童生徒を支援するために令和4年度から校外のふれあいホール内に教育支援室を設置しております。教育支援室においては、様々な要因により長期にわたり欠席しているお子さんに対して基礎、基本の学力支援をしておりますが、今後AIドリルの導入によりタブレット型パソコンの活用など、さらなる指導充実に努めてまいりたいと考えております。校内教育支援センターの設置につきましては、様々な要因から今後不登校になる可能性がある児童生徒への早期支援策として有効な手段と考えますが、現時点で適当な空き教室もなく、またスクールソーシャルワーカーなど専任指導者の継続的な人材確保が大きな課題となると考えられています。教育委員会といたしましては、今後国の補助制度の詳細を把握するとともに、学校現場と連携を図りながら校内教育支援センター設置の必要性や可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 この補助メニューについて記事では、学習指導員を確保するための補

助金も拡充したとするというようなことも書かれていたので、要件緩和とか例外措置とかこれからいろいろあるかもしれないので、必要だという判断に至りながらこういった補助を使えないということにならないようにしっかり情報収集しながら検討のほうはしていただきたいというふうに思います。同時にですけれども、現在の教育支援室に使えるかもしれない、あるいは使えないにしても学校外の居場所づくりとしては大変いい取組だと私は思いますので、これはしっかりと継続のほうしていただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時07分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、一般行政について、2、教育行政について、議席番号2番、今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕 議席番号2番、参政党、今野宙、通告に基づき質問いたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、件名1、一般行政について、項目1、赤平市の未来像について。赤平市の未来像についてですが、世間では地方の過疎化、人口減少、少子高齢化など進んでいると言われておりますが、今後人口を増やす方向でお考えなのか、最先端も取り入れたまちづくりや既存の施設、特産品の活用、アピール、新たな特産品を考えるなど活気のあるまちにしているのか、それとも現状維持なのか、または地方の衰退は仕方のないことと捉え、それに合わせたまちづくりなのかなど、どういったまちにしていくお考えなのか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平市の未来像についてでございますが、第6次総合計画や第2期しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づき人口の維持を図るための施策を進めております。移住、定住策といたしま

しては、現在申請者が増えております民間賃貸住宅家賃助成や若い労働力の雇用を図るため住宅環境の整備、民間賃貸住宅に対する建設助成、リフォーム助成などを実施しております。また、子育て世帯への支援も充実させ、人口の維持に努めているところであります。最先端等を取り入れたまちづくりにつきましては、9月広報でもご紹介させていただきました世界最先端のロケット技術開発に取り組む企業もございますので、まちづくりにつながるよう協力してまいりたいと考えております。また、既存施設や特産品のPRにつきましては、エルム高原やAKABIRAベース、炭鉱遺産ガイダンス施設などを活用しながら観光の宣伝と特産品活用のPRに努めてまいります。また、農産物も売れる米作りをテーマに赤平産ブランドの推進を図り、各イベント等にも積極的に参加することによって新たな赤平の特産品開発につながるよう取り組んでまいります。コロナ禍で開催の中止や縮小していたイベントも通常開催できるようになり、火まつりをはじめ、各種イベントにより商業関係にも活気が戻ってきております。今後につきましても民間のまちづくり活動も活発化してきておりますので、官民一体となって活気のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕 ありがとうございます。答弁の中で人口に関しては維持するということでしたが、市民の方々からは赤平市の人口を増やしてほしい、または元気のある、活気あるまちであってほしい、誇れるまちであってほしいとの要望、声をよく耳にします。現状の国内情勢においてこの問題は難しい問題であると考えますが、答弁にありました各イベントや協力体制、支援策継続、またはさらなる充実ということも今後検討していただきたいと思っております。また、エルム高原、こちらのキャンプ場においては道内屈指の数少ない高規格キャンプ場であったり、炭鉱遺産ガイダンス施設に関してはこちらも全国的に希少な通年ガイドつき見学ができ

る施設であったりなど、確かに負の遺産、負の歴史という実態もあるかもしれませんが、それも含め歴史を知る、学ぶということはとても大切かと考えます。赤平市には、ドラマや映画、各施設や商店、企業、農業、特産品、各イベント、行事などたくさんすばらしいものがあると思います。今年に入り、コロナ禍も終了し、各イベント等再開し、まちに活気が戻ってきていると自分も感じておりますので、ご答弁のとおり前向きな政策ということを強く要望し、次の質問に入らせていただきたいと思います。

項目2の赤平市の雇用について。赤平市内での雇用について、働き場所が少ないのではないかとという声をお聞きします。赤平市に住んではいるが、他市町村に働きに行く、または他市町村から赤平市の職場に通っているといったことを耳にします。現状の実態に対して市長の考えをお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市内の雇用についてでございますが、ハローワーク滝川管内の令和5年7月の有効求人倍率は1.04倍で前年を0.18ポイント下回っておりますが、全道の有効求人倍率1.00より0.04ポイント上回っております。新規求職者数は293人で前年同月比2.7%、8人減少し、新規求人数は680人で前年同月比13.9%、110人減少している状況にあります。赤平市では、2年に1度労働基本調査を実施しており、人員体制について足りていると回答した事業所24社に対し、不足していると回答した事業所が33社あり、昨年度の状況とはなりますが、現場作業に係る人員が不足している状況であったと思われま。従業員数につきましては2,012人のうち市内843人、市外が1,169人となっております、新規採用者の内訳では99人中86人が市内、13人が市外となっております。一方、退職者は166人中154人が市内、12人が市外となっております。赤平市では、地元企業に就職していただけるよう中空知定住自立圏や空知総合振興局と連携し、合同企業説明会の開催や企業情報ウェブサイトジョブリポ！赤平のシゴトで企業の求人情報と共に会社図鑑も発信しております。また、2

月には赤平市の合同企業説明会を開催し、市内企業9社に参加していただいております。今後は、参加企業数を増やすなど、企業が求める人材と学生が求める企業情報を集約するなど双方の意思がマッチングするよう検討し、引き続き学生がより参加しやすい事業として継続してまいりたいと思います。また、企業に就職された方が市内に住みやすいと思われるような環境づくりが必要なため、新規学卒者の移住定住促進就職祝金や民間賃貸住宅家賃助成など、さらには空き家情報住みかエールや持家住宅土地購入助成事業、一般定期借地権制度など、移住、定住を検討している方への支援制度などのPR等について企業の協力をいただきながら関係団体とも連携を図り、定住や人材の定着、雇用の確保に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。答弁の内容のとおり、人員不足の事業所が多い現状、従業員数に関しては市外の方の割合のほうが多いとのことですが、双方の意思マッチング、移住、定住や交通利便性など様々な要因が考えられるかと思います。現在積極的に雇用に対して対策を行われていると理解いたしましたので、今後とも同様よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。項目の3、先ほどに付随して高齢者の雇用についてでございますが、定年後年金だけでの生活は苦しい、しかし70歳以上ともなればなかなか就職先がない、まだまだ元気で働きたいのに働けない現状があるという声をよく聞きます。赤平市でも高齢化が加速する中、現在それに対して赤平市として何か対策を行っていたりするのか、また今後対策を何か行う予定はあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者の雇用についてでございますが、昨年実施した労働基本調査では60歳以上の雇用状況について雇用していると回答した事業所が65社、雇用したことがある事業所が2社、雇用し

たことがない事業所が3社で、多くの事業所で高齢者の雇用をしている状況にあると思われま。高年齢者雇用確保措置として、定年を65歳まで引き上げた事業所は14社、継続雇用制度を導入した事業所は35社、定年制を廃止した事業所は2社となっております。また、令和3年の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により70歳までの就業機会の確保の導入状況については、70歳まで定年の引上げをした事業所が3社、70歳までの雇用継続制度の導入が27社で、定年制の廃止が2社となっております、導入していない事業所も27社ありました。高年齢者の雇用状況についてでございますが、正規従業員が男性31社228名、女性20社112名で、パートタイム従業員が男性23社66名、女性が22社122名となっております。この調査でも多くの高年齢者が就労している状況が分かり、雇用の理由についても人手不足の解消もありますが、培った技能、経験の継承が最大の理由と思われま。しかしながら、70歳以上となりま。ずと議員の言われるとお。り求人もなかなか少なく、就職も難しいのが現状だと思われま。少子高齢化が急速に進む中で社会経済の維持や働く意欲のある高年齢者がその能力を十分発揮できるよう、雇用の場や環境の整備など高齢者雇用安定法や助成金など国の制度の活用につきましても情報の提供等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。現状なかなか年金だけでは昨今の国の経済的状况も考えると生活が苦しかったり、ここ最近ではコロナ禍で自宅待機が多い、また外出機会も少ないであ。ったりと孤立してしま。ったり、交流も少なく、精神的にも苦しい状況が続いた方もたくさんおられたかと思われま。まだまだ元気で働けるといった市民の方々たくさんおられますので、赤平市として何か市民の方にお答えできるような環境整備や情報提供というものを答弁のとおり今後検討していただきたいと思われま。

では、次の質問に参ります。項目の4、防災、危機管理についてですが、近年各地で異常気象、大雨、地震など多くなっております。赤平市でも防災訓練を行い、備えということに対しても敏感になっているかと思われませんが、今の備えでは市民全体を賄えないのではないかとお聞きしております。市民の安心、安全につながることであり、万が一いつ災害が起きてもおかしくない昨今の状況だと考えますが、現状の防災設備に関して市長はどうお考えなのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現状の防災設備についてでございますが、災害時に備え、防災に関わる各種備蓄につきましては赤平市地域防災計画に基づき整備を進めております。災害用備蓄品の考え方でございますが、市民全員分の備蓄をするということではなく、大規模な地震により赤平市の人口の約20%、2,000人が被災者となる想定で計画を策定しているところであります。食料、飲料水につきましては3日分備蓄をしておりますが、住民の皆様にも自宅避難に備え、食料や水など自らが備蓄をするよう毎年広報あかびら等におきまして啓発を行っているところであります。その他の備蓄といたしましては、毛布や保温マット、粉ミルク、生理用品など多岐にわたり備蓄をしております。また、資機材として石油ストーブや発電機、テント、椅子、扇風機、ランタン、簡易式トイレなど避難所生活における必需品も用意しているところであります。これらの備蓄の量が万全であるということは決して言えないかもしれませんが、赤平市で備蓄を整備するのに加えて医療、福祉、医薬の支援、救助、救援等の支援、食料、飲料、生活物資供給の支援、輸送の支援など24の企業や関係機関等と災害時における協定を取り交わし、有事の際に備えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。赤平市としての現在の考え方としては、市民

全体の20%を3日間想定ということで、これらの備蓄量が万全と言えないかもしれないとありました。また、各関係機関との協定を結んでおられるとありますが、それも含めた補える人口は全体の何%ぐらいと想定しておられるのか、お答えお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（林伸樹君） 今の備蓄の考え方については、あくまでも想定ではありますけれども、全体の20%の方が被災をして、そのときに備蓄をしている部分で3日間分の備蓄をしているということでございます。それで、3日間というのは、よく言われることとしまして、災害が起きて72時間という部分についてはまずは人命を救助したり、救急に復旧をしたりとかということで3日間はまずはかかるというふうに言われております。その部分については、備蓄品で何とかしのいでくださいというのが3日間とよく言われております。そこも踏まえて防災計画の中で3日間ということの備蓄をしております。その後輸送路等確保ができれば、順次物資が届いたり、また協定をしているところから物資が届くということで復旧をしていくという想定の中でございます。全員分ということになりますと、数も相当な数になりますし、そこについては3日間それを耐えればその後の復旧について順次食料等も強化できるということで考えておりますので、これ以上増やすということについては今後検討していかなければならない部分はあるかもしれませんが、今はその地域防災計画の中でその分の備蓄をするということで整備をしているところであります。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。防災に対して最近のニュースを見ていてもそうなのですが、市民の方々の意識も高くなっておられるかと考えられます。市民の安全、安心に直結することかと思っておりますので、おっしゃられるとおり備蓄量増やすべきなのか、または現状賄い切れる量であるのか等、想定を踏まえた上で今後検討し

ていつていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に参ります。項目の5、空調冷房設備についてなのですけれども、こちらの質問に関してですが、通告を出しておりましたが、先ほどの伊藤議員と同様の質問になり、答弁を先ほど聞き、納得自分のほうでもいたしましたので、こちらの質問に関しては取下げさせていただきます。ただ、私の要望としましては、コロナ禍も終了し、多くのイベントが今年市内各施設で行われているかと思ひます。その中で北海道自体のエアコンの普及率が低いこともあって、防災の観点からも各市町村で冷房の効いた公共施設の開放を行っている等のニュースにもなっております。赤平市でも熱中症警戒アラートなどを行っていたと思ひますが、これは命に関わることでもあると考えます。体調を崩したり、熱中症で亡くなる方もおられます。そうなるからでは遅いのではないかと考えますので、この件に関して前向きに検討されているとのことですので、庁舎、各施設、できれば早い対応を自分のほうからも要望いたします。

そのまま次の質問に入ります。項目の6、赤平市における新型コロナ対策について。新型コロナウイルス、マスク、検査、ワクチンについて様々な情報が昨今出てきております。幼稚園、保育所、学校、各施設、市民に対して赤平市としてどういった認識での対応、注意喚起、啓発を行っているのかお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルス感染症の現在の対応、啓発についてでございますが、5月7日までは国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき対応してまいりました。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症となりました5月8日以降につきましては、基本的対処方針は廃止され、国から一律に日常における基本的感染対策を求めることはなくなりました。赤平市といたしましても季節性インフルエンザと同様の取扱いとし、行政から様々な要請を行う仕組みか

ら個人の自主的な取組をベースとした対応へと変更しております。現在幼稚園や保育所、学校、各施設、市民の方々に対しまして新型コロナウイルス感染症対策として一律に感染対策を求めることは行っており、一般的な感染症対策として日常の手洗いやせきエチケットなどを啓発しております。職員に対しましても同様にマスクの着用など、あくまでも個人の判断を基本として対応しております。今後といたしましては、法律上の位置づけに変更がない限りは基本的に現在の対応を継続してまいりたいと考えております。しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療提供体制の逼迫が懸念される場合は、必要に応じ各都道府県から住民の方へ注意喚起を国では想定しております。その際には、赤平市といたしましても周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] ありがとうございます。今の答弁で、5類感染症となったことで法律上に沿った対応とのことと理解いたしました。しかし、自分個人の見解として、今回の新型コロナウイルス、このコロナ禍に関しまして幾つかの懸念点がございします。今からお話しすること自体がテレビや新聞、メディアではなかなか取り上げられませんが、インターネット、SNS等で検索、調べればすぐ出てくる情報であります。まず、ウイルスがそもそもあるのかないのかに関してですが、2020年、諸外国でも日本のメディアや政府もウイルスが広まると、ウイルスがあると各メディアや政府のほうで発信がありましたが、ドイツの微生物学者であるステファン・ランカ博士という方がおっしゃいまして、その方がコロナウイルスは遺伝子シミュレーション上の存在であり、この世に実物は存在しないと言われております。また、日本の獣医学者、京都大学微生物学研究所の准教授である宮沢孝幸博士もコロナウイルスは遺伝子シミュレーション上の存在であり、これは人工ウイルスであると発言されております。ほかにもたくさんの方が現在に至るまでいろい

ろな研究の下、情報を発信されております。いまだに誰もウイルス現物自体を見つけた人はいない、世界中でもウイルスを証明する論文はないと言われております。

次に、マスクについてですが、ウイルスがあるとして2021年の4月、WHOが主な感染経路は空気感染、エアロゾル感染だと発表いたしました。空気感染だとしたら、マスクでは全く防げないと言われております。それ以上にマスクによる弊害、低酸素や熱中症、子供の言語、発達障がいなど、マスクは細菌の温床になりますので、とても危険であり、有害だと全国有志医師の会の方々や様々な著名人が発言、発信されております。

PCR検査に関しては、ノーベル化学賞を受賞したキャリー・マリス氏という方がおられて、その方が考案し、コロナウイルスにPCR検査を使うという形になったそうなのですけれども、その考案した、PCR検査を作った方本人がPCR検査をコロナウイルスの検査に使ってはならないと発言しておりますが、なぜか使われております。PCR検査というのは、Ct値増幅回数に関して諸外国では30から50に対し、日本では40と増幅回数が多く、多くなれば陽性になりやすくなります。陽性者イコール感染者ではないと多くの方が啓発しております。

そして、ワクチンに関しては、そもそも人間、人での治験は行っておりません。それがなぜ安全と言い切れるのか。令和4年の2月10日、東京地検特捜部によって前菅総理、岸田総理、前ワクチン担当大臣の河野ら計11人がコロナワクチンによる殺人罪、殺人未遂罪、業務上過失致死罪及び公務員職権濫用罪で刑事告発されたとの情報があります。2023年の3月28日、WHOはワクチンを推奨しない、健康な大人、子供には必要なしと発表しております。日本でもコロナワクチン被害者遺族会や全国有志医師の会など様々な団体、著名人から警告が出ており、諸外国でも国会で議論になるなどし、ワクチンを打たない方針の国も増えてきております。

今一体世の中で何が起きているのかと。一辺倒な

情報だけに頼るのではなく、様々なところからの情報、角度からの情報を考えていくのが今後大切になっていくのかと考えます。アメリカでは、昨今また新しいウイルスがはやっているとされておりますし、国内でも新しいXBBワクチン等今後始まるというふうに報道されております。特にお子様に関しては、親御さんの判断でのことになるので、本人の意思決定で決めることができません。人や家族の生死に関わってくることでもありますので、赤平市としましても慎重な対応、啓発等を今後ともよろしく願いますということで、次の質問に参りたいと思います。

件の2、教育行政について、項目の1、学校給食について。学校給食費無償化に関しまして親御さん方から大変ありがたいとの声を多くお聞きしております。その話題から付随して少しでも子供たちにいいものを食べさせてあげたい、たくさん食べて大きくなってほしいなどの声も聞きます。自分たちの学生の頃より量が減っている気がする、学校給食は健康を考えられて作られているのだろうかなど給食の質、量に関しての声も上がっております。できる限り地産地消にするなど、食という観点から子供たちの健康に対して考えていると6月議会のときにお伺いしましたが、その給食の量に対してはどうか、今後は何かお考えなのかお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 学校給食の量についてですが、学校給食は学校給食摂取基準に基づき必要な栄養を摂取できるよう、またおいしい給食を提供できるよう給食センターに勤務する栄養士が毎日献立を作成しております。ご質問の量につきましては、厚生労働省が5年ごとに定める日本人の食事摂取基準の1日のおよそ3分の1を摂取できる内容で、特に家庭で不足しがちなカルシウムは食事摂取基準の推奨量の2分の1を摂取できるようにしております。体格差や家庭における食物の摂取量の違いなどにより、少なく、あるいは多く感じる児童生徒もいるとは思われますが、小中学校における給食につき

ましては今後も同じように提供していく考えであります。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕 ありがとうございます。今の答弁にあったように、現在基準に基づき栄養士さんの下、管理、努力されているとのことで理解いたしました。ただ、今後も同じように提供していく考えであるのご答弁でしたが、現状の日本の栄養基準値において1日3食が本当に正しいのか、摂取量や栄養値の基準がそれが本当に正常値、正しい数値なのか、また西洋や日本でも昼と夕方の1日2食であったとの歴史があります。いつ頃から日本で1日3食になったかという歴史を学べば、少し疑問が生じます。1日3食を広めたのは、かの有名なトーマス・エジソンであり、もともとは1日2食だったところを自身の開発したトースターを売りたいがために朝食を取るようになり、1日3食が主流になったと言われております。日本の第2次世界大戦敗戦後、食の欧米化、遺伝子組換え食品や添加物、化学調味料、農薬など外国では危険とし、販売禁止とされているものも日本の給食では出されていたりとかと言われていたりしますし、スーパーでも普通に陳列されて売られております。親御さんからもそういった不安の声も上がっているというのも現状としてありまして、できる範囲にはなると思うのですけれども、質とか量といったことも今後考えて検討していただければなというふうに要望して、終わりたいと思います。

すみません。これで全ての質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時53分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)